

令和 8 年度

徳本団地改修工事（52-2）16～20 号室 概要

- ・ 工事場所：三朝町大字横手
- ・ 工事内容：改修工事
 - 昭和 52 年建築
 - 簡易耐火構造-2F 延べ面積 277.326 m²
 - 建築工事改修
 - ・ 外壁断熱工事
 - ・ 外部改修工事
 - ・ 建具改修工事
 - ・ 内部改修工事
 - 電気設備改修
 - ・ 電気容量増
 - ・ 照明器具の LED 化
 - ・ 電気屋内・外設備
 - ・ 電気設備改修
 - 機械設備改修
 - ・ 外壁改修に伴う屋外配管・機器等の移動・脱着
- ・ 工 期：令和 9 年 3 月 2 5 日まで
- ・ そ の 他：本工事費の積算は「鳥取県公共建築工事積算基準」による。なお、「鳥取県営繕工事における週休 2 日促進工事实施要領」を適用し、月単位の週休 2 日工事として積算している。

令和 8 年度

現 場 説 明 書

工事名 徳本団地改修工事（52-2）16～20 号室

令和 8 年 9 月 3 日
三 朝 町

[1] 一般事項

1 事務手続

三朝町建設工事執行規則並びに鳥取県総務部営繕工事執行要領による。

2 数量公開

数量入り内訳明細書は、設計図面に明示している数量を除き参考であり発注者及び入札参加者を拘束するものではない。

3 入札時積算数量書活用方式

本工事は、鳥取県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領に準じた工事である。入札時積算数量書活用方式については（別記）によること。

4 質問書

本工事に関し、質問が有る場合、令和 8 年 10 月 1 日までに三朝町建設水道課代表メール(kensetsu@town.misasa.lg.jp)に送信すること。なお、質問の無い場合は不要である。

各質問への回答については、令和 8 年 10 月 5 日までに三朝町ホームページの入札情報・入札予定 (<http://www.town.misasa.tottori.jp/315/392/956/>) において閲覧に供する。

5 契約事務

落札者は、三朝町財政課に出向き、請負契約事務及び三朝町建設水道課で施工関係の打合せをして、工事の促進を図ること。

6 その他

(1) 工事の一部を下請けさせる場合は、「施工体制台帳」（再下請負通知書を含む。）及び「施工体系図」を 2 部、下請契約締結後 20 日以内に提出すること。

(2) この工事の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならな

い。

(3) この工事の施工にあたっては別紙－１に示す事項に従うこと。

(4) 元請負人、下請注文者及び下請負人は、建設業法第 20 条第 1 項及び鳥取県の建設工事における下請契約等適正化指針の趣旨に鑑み、適正な価格による下請契約が締結されるよう努めること。

その際、契約図書に添付された書面に留意し、特に法定福利費（事業主負担分）を内訳明示した標準見積書の提示を下請負人に求め、これを尊重すること。

[2] 特記事項

1 [施工条件明示事項]

(別紙－２) ・有 ・無

[3] 設計等留意事項

.....

.....

.....

(別記)

1. 入札時積算数量書活用方式の適用

(1) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

よって、入札手続き時に、入札時積算数量書の細目別内訳を提出していない場合には、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じても、協議の対象にならない。

また、入札時積算数量書の参考資料である入札時積算数量書別紙明細に記載された積算数量に疑義が生じた場合については、入札時に質問書が提出された場合に限り、発注者側で質問内容を確認の上、必要に応じて発注者及び受注者は、入札時積算数量書別紙明細に基づき、工事請負契約の締結後において、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

(3) 受注者からの請求による(1)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

(4) (1)の協議(発注者が請求する場合も含む。)は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。)を除く。

(5) (1)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

2. 入札閲覧設計書に対する質問

(1) この入札閲覧設計書(入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細を含む。)に対する質問がある場合においては、電子メールにより提出するものとする。

3. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書及び封印した入札書を同封して郵送するものとする。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応する数量、単位、単価及び金額を表示したもの(ただし、商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。)でなければならない。

(3) 工事費内訳書は、1.(3)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1 下請関係の合理化について (<https://www.pref.tottori.lg.jp/211686.htm>)

- (1) 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、抵触する行為は行わないこと。
- (2) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努める、かつ適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入の徹底に努めること。なお、代金支払の適正な履行については、公共工事設計労務単価（主要10職種）変動率（鳥取県県土整備部県土総務課作成）を参考とすること。
- (3) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払い、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
- (4) 鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領（平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知）第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (5) 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務委託する場合、又は県内業者で対応できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
- (6) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領（平成16年3月11日付管第2311号鳥取県県土整備部長通知）に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。

2 建設資材等について

- (1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。
- (2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (3) 工事に要する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。
- (4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - ① 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
 - ② 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (5) 工事に使用する資材については、極力有害性VOC（揮発性有機化学物質）発生量の少ないものとするよう努めること。

3 工事の安全確保について

- (1) この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。
- (2) 労働安全衛生法第59条、第60条の2に定める安全衛生教育を実施するほか、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上時間を割り当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施するものとし、施工計画書に実施項目について記載するものとする。
- (3) この契約に係る工事の施工中に事故が発生した場合は、事故報告書を提出すると共に、建設工事事故データベースの「事故報告書」についても速やかに提出するものとする。

4 建設機械の使用について

- (1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
- (2) 施工現場の快適性を高めるため、排出ガス対策型建設機械を使用するよう努めること。

5 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

6 ダンプトラック等、運搬機械による過積載の防止について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。
- (2) さし枠装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当たって、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (7) 産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。また、産業廃棄物処理業者に委託して産業廃棄物を運搬する場合、この表示、備え付けを行わせること。

7 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という）を使用しないこと。

また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会いなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

8 建設業退職金共済制度への加入等

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加済済みで、建退共に加済することができないと認められる場合は、この限りでない。

- (2) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
- (3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

9 建設業法の遵守について

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第 26 条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者、または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (3) 受注者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、1 級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
- (4) 建設業法第 40 条の規定により、受注者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
- (5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

10 労働基準法等の遵守

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週 40 時間を遵守すること。

11 建設業からの暴力団排除の徹底について

- (1) 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月鳥取県条例第 3 号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
- (2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (3) この場合において工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

12 産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

13 現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士の雇用関係について

- (1) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
- (2) 直接的雇用関係とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間（3 か月以上）にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等建設業者が組織として有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

14 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成 23 年 9 月 30 日付第 201100099979 号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

15 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

16 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができ、契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

17 その他

- (1) 本来一体とすべき同一敷地内又は同一敷地内（隣接した敷地を含む）の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下、「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費は、契約済みの全ての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算出した共通仮設費の額から、前工事の共通仮設費の額を控除した額とする。なお、後工事が複数ある場合は、その合算工事費を対象とする。
- (2) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
- (3) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
- (4) 特定フロンの使用の削減に努めること。
- (5) 労務費については、法定労働時間週 40 時間を考慮したものであるとしている。
- (6) 本工事が、発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。調査票を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者はその実施に協力しなければならない。公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- (7) 本工事が、工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした「工事費実態調査」の対象となった場合は、調査に協力すること。また、本工事の工期経過後においても同様とする。
- (8) 本工事が、建設副産物の利用量・排出量等の実態や再資源化などの進捗状況を把握するための「建設副産物実態調査（利用量・搬出先調査）」の対象となった場合は、調査に協力すること。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

特 記 事 項 【施工条件明示事項】

令和 8 年 4 月改正

※ 番号、・に□印のあるものについて適用する。

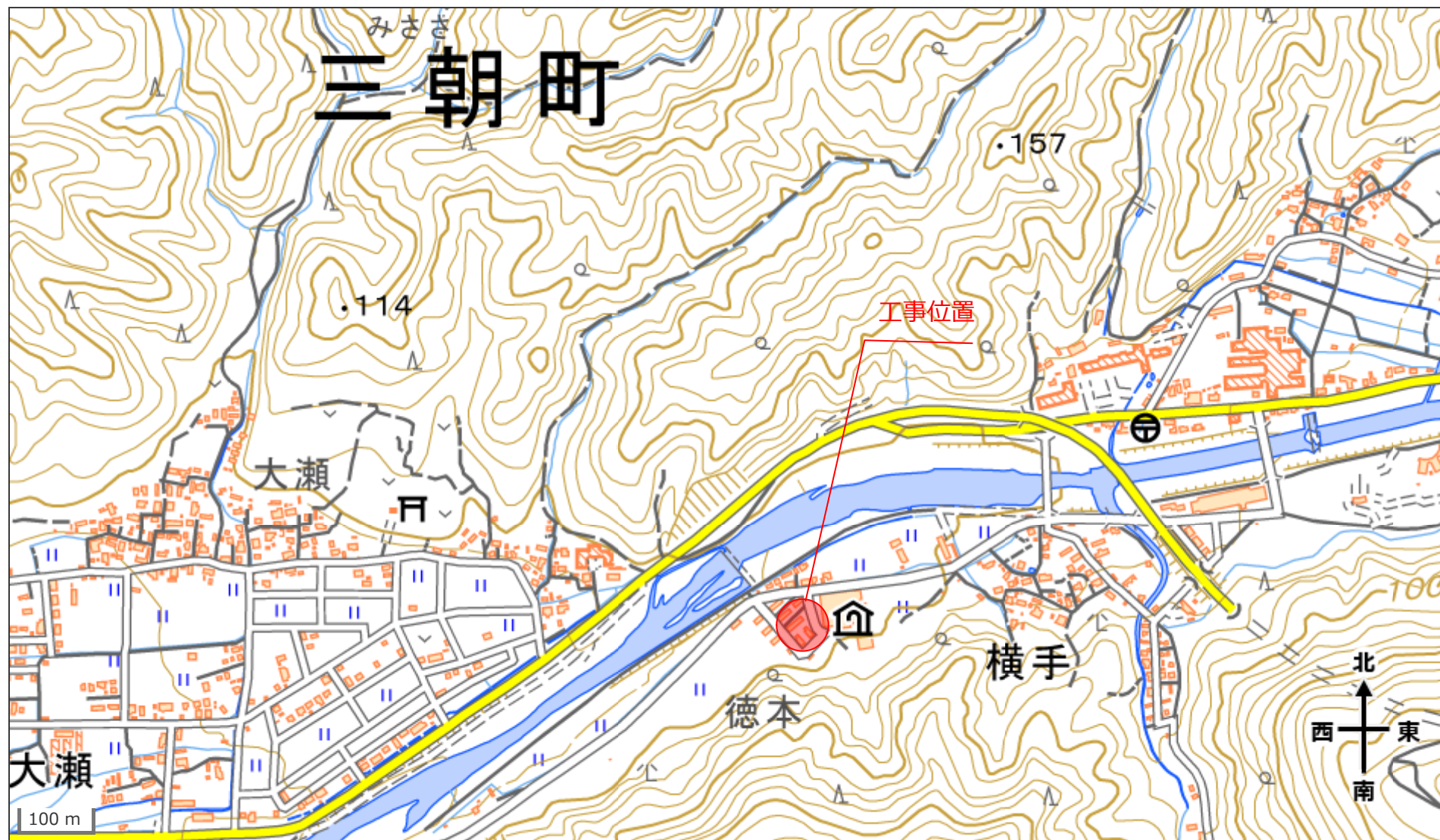
〔徳本団地改修工事（52-2）16～20 号室〕

項目	明 示 事 項	条 件
1 工 程	1. 他工事との調整 2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 ☒ 3. 関係機関等との協議 4. 工事の指定部分 5. 地下埋設物等の調査 地下埋設物の移設が予定されている場合 ☒ 6. 週休 2 日促進工事	工事名 _____ _____ _____ 上記工事との連絡及び工程の調整を図ること。 本工事の請負者は、上記関連業者と共に建設協議会を組織し、（当該協議会の代表者となって）全社協力のもとで安全管理に留意すること。また、上記工事と連絡及び調整を図り、建設協議会で、時間外労働の縮減及び週休 2 日促進工事が実施できるよう努めること。 制限される工事 ・ _____ ・ _____ 制限の内容 _____ 本工事において、関係法令上必要あれば、関係機関と協議を行うこと。_____ _____ については、 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日までに完成させること。 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・（水道・下水道・電気通信・ガス・その他 _____）について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ・ _____ 移設機関 _____ 本工事は、営繕工事における週休 2 日促進工事实施要領の対象工事であり、以下の発注方式により工事費の積算を行っている。詳細については、https://www.pref.totorigi.lg.jp/125552.htm に掲載された本工事調達公告日時点で最新の規定に従うこと。 ・週休 2 日Ⅰ型 ☒ 週休 2 日Ⅱ型
2 用 地	☒ 1. 工事用車輛の駐車場	・駐車場がないため確保する必要がある。 ・敷地内に一部確保できる。 ・原則として敷地内で確保するものとするが、不足を生じる場合には、別途確保すること。
3 公 害 対 策	☒ 1. 機械施設等の制限 ☒ 2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合	内 容 _____ 関係法令を遵守すること。 ・近隣家屋等の ・事前事後の状況を写真を付して記録し ・事後（ _____ ）の調査を行い万全を期して施工すること。 ・工事概要について住民説明を行うこと。 ☒ 近隣住民からテレビ受信障害及び工事に伴う損害が報告された場合、直ちに監督員等に連絡すると共に、町が行う対応等に協力すること。
4 安 全 対 策	☒ 1. 交通安全施設等の指定	☒ 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 ・交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員 A ____ 人 交替要員 ____ 人 1 日あたり合計 ____ 人 配置日数 ____ 日 工事全体合計 ____ 人・日 交通誘導員 B ____ 人 交替要員 ____ 人 1 日あたり合計 ____ 人 配置日数 ____ 日 工事全体合計 ____ 人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員 A、交通誘導員 B の定義は以下のとおりとする。 交通誘導員 A とは、警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員 B とは、警備業法第 2 条第 3 項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事する者を言う。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第 1 4 条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合交通誘導員 B を配置していることとみなす。

5 工 事 用 道 路	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 ・(ア)工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合 ・(イ)搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合 2. 仮道路を設置する場合	・運搬路及び周辺敷地並びに工作物に対し損傷を与えないよう予防措置を講じ、また損傷を与えた場合は、速やかに原形に復すこと。 ・制限の内容 _____ ・処置の内容 _____ ・幅員 _____ m ・延長 _____ m ・切込砕石 厚 _____ cm ・その他 _____ ・工事終了後の処置 _____
項目	明 示 事 項	条 件
6 仮 設 備	1. 仮囲い等の範囲、構造	・工事範囲をバリケード等により明確にすること。 ・敷地周囲に仮囲いを設置し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・山留めは _____ 工法とし、その施工条件は図示による。 ・各工事共通の揚重機械として _____ を設置しその施工条件は図示による。 ・敷地周辺の _____ 部分を鉄板敷きにより養生し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・その他労働安全衛生法に基づく仮設備
7 建 設 副 産 物 の 処 理	1. 建設発生土の処理 ・(ア)他工事等流用 ・(イ)建設技術センター ・(ウ)民間残土受入地 2. 分別解体等 3. 再資源化施設への搬出 (施設の名称・受入れ費用) (受入れ時間帯) (受入れ条件) 4. 最終処理等 5. 産業廃棄物処理 6. 産業廃棄物の処理に係る税	・建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書 (https://www.pref.tottori.lg.jp/312034.htm) により適切に対応すること。 - 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ 工事現場に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。 - 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内のセンター事業所に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。 なお、処理費として 1 m³ 当り _____ 円をセンターに支払うこと。 - 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。なお、処理費として 1 m³ 当り _____ 円を _____ に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状 (記載例) 砂質土、コーン指数 300kN/m² 以上) - コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を見込んでいる。 - コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。 再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。 なお、再資源化施設への搬出が完了したときは、書面により報告すること。 - コンクリート塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当たり _____ 円 - アスファルト塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当たり _____ 円 - 建設発生木材 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当たり _____ 円 - その他 () _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当たり _____ 円 8時～17時 (平日) - ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 - イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は 500mm 以下であること。 - ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm 以下、長さ _____ m 以下であること。 - エ 2次公害発生の恐れのある物質 (廃油等) を含まないこと。 _____ については、_____ 市・町・村 _____ 地内の産業廃棄物処理場への搬出 (片道運搬距離 _____ km) を想定し、その費用として 1 t 当り _____ 円を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 産業廃棄物処理業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。 - 建設工事等から生じる廃棄物の処理については、関係法令を遵守すること。 - 産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 _____ 円見込んでいる。

建設副産物の使用	8	1. 建設発生土の使用	工事から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、 <u>使用箇所</u> ：_____に使用する。 なお、建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書（ https://www.pref.tottori.lg.jp/312034.htm ）により適切に対応すること。
		2. 再生資源の使用	ア Co 雑割材は、_____工事から運搬し、 <u>使用箇所</u> ：_____に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____工事から運搬し、 <u>使用箇所</u> ：_____に使用する。 ウ ・再生クラッシャーラン〔規格：_____〕は、 <u>使用箇所</u> ：_____に使用する。 ・再生コンクリート砂〔規格：RS-_____〕は、 <u>使用箇所</u> ：_____に使用する。 エ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：_____〕は、 <u>使用箇所</u> ：_____に使用する。 オ その他再生資材〔資材名：_____〕〔規格：_____〕は、 <u>使用箇所</u> ：_____に使用する。
項目		明 示 事 項	条 件
9 支物障件		1. 地上、地下等に占用物件等の工事支障物件が存在する場合	移設・撤去 防護等の方法 _____ _____
10 濁処水理		1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合	工法 処理の方法 放流先
その他	11	1. 工事実績情報の登録	工事請負代金額 500 万円以上の工事について、受注時は工事契約後 10 日以内に、登録内容の変更（技術者の配置変更、工期の変更）時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は完成後 10 日以内に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員に確認を受けた後、（一財）日本建設情報総合センターにインターネット等により登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」を監督員に提出するものとする。
		2. 支給材料及び貸与品がある場合	品 名 _____ 数 量 _____ 品質、規格又は性能 _____ 引渡場所 _____ 引渡時期 _____
		3. 工事用電力等を指定する場合	内 容 _____
		4. 自社施工（塗装、畳、防水、造園、屋根、板金工事）	本工事においては、_____工（_____工を除く）のうち、〔_____千円まで・全て〕の部分は鳥取県総務部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより、自社施工しなければならない。
		5. 景観評価	ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ <u>ではない</u> 〕。 イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。
		6. 提出書類	・ ☐ 工事履行報告書（毎月提出） ・ _____ ・ _____
		7. 石綿含有建材の事前調査結果の掲示について	大気汚染防止法（第 18 条の 15）及び石綿障害予防規則（第 3 条及び第 4 条の 2）（次号において、「大気汚染防止法等」という。）による調査結果の掲示を行うこと。（公共建築改修工事標準仕様書（第 9 章））
		8. 石綿含有建材の事前調査結果の報告について	大気汚染防止法等による調査結果を、石綿事前調査結果報告システムにより、工事場所を所管する鳥取市生活環境課又は県中部・西部総合事務所環境建築局及び労働基準監督署に報告すること。
		9. 労災補償に必要な保険の付保	本工事において、受注者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。 なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。
		10. 墜落制止用器具の着用について	労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）」とする。
		11. 工事における情報共有システムの利用について	発注時の請負対象設計金額が建築工事にあつては 20,000 千円以上、それ以外の工事にあつては 5,000 千円以上の工事については、電子納品及び情報共有システム利用の対象工事とする。実施にあたり、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（ https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htm ）によること。 なお、情報共有システム利用にあたり、_____円/月を経費に見込んでいる。 また、上記金額未満で請負対象設計金額が 2, 500 千円以上の工事にあつても、受注者が利用を希望する場合は利用することができる。この場合の利用に係る経費は、監督員と協議すること。 「1 工程」において他工事との調整を求めている場合は、関係業者間で調整し、採用する情報共有システムの統一に努めること。

12. 鳥取県建設キャリアアップシステムの活用について	本工事は、鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事である。活用した場合、発生する経費の一部を設計変更対象とするため、監督員と協議すること。
13. 遠隔臨場	本工事において、遠隔臨場の活用を希望する場合は、 https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htm に掲載された最新の「鳥取県営繕工事・建築関係コンサルタント等業務の遠隔臨場に関する実施要領【試行】」によること。
14. 営繕工事現場に設置する「快適トイレ」について	本工事は、営繕工事現場に設置する「快適トイレ」実施要領対象工事である。現場に「快適トイレ」の設置を希望する場合は、同要領（ https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htm ）によること。
15. そ の 他	・工事の施工に際し、住民説明会を開催する予定であるので協力すること。 □ 近隣住民等に対し安全及び騒音振動対策を十分に講じること。 ・契約図書の作成は、落札者において行うこと。



工事名称 徳本団地改修工事（52-2）16～20号室
工事場所 東伯郡三朝町大字 横手

(有) 安 本 設 計 事 務 所
鳥取県倉吉市八屋198番地7

工事費内訳

1

名	称	数	量	单	位	金	額	備	考
直接工事費									
対象工事			1		式				
対象外工事			1		式				
計									
共通費									
共通仮設費			1		式				
現場管理費			1		式				
一般管理費等			1		式				
計									
工事価格			1		式				
消費税等相当額			1		式			消費税率 10 %	
工事費			1		式				

[illegible]

[illegible]

建築工事

[illegible]

電気設備工事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

建築工事

[illegible]

電気設備工事

[illegible]

発生材処分費

[illegible]

[illegible]

対象工事 細目別内訳

建築工事		外壁断熱化				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
外壁 サイディング張	窯業系 14t	238	m ²			
透湿防水シート張	防水テープ 共	238	m ²			
コーナ役物	専用差込出隅	20.6	m			
妻水切	カラーGL鋼板 0.4t	13.8	m			
土台水切	カラーGL鋼板 0.4t	85.7	m			
アルミ水切	サイディング 上端(妻面)	86.4	m			
外壁下地木軸組		238	m ²			
外壁断熱材充填	GW24K-100t	238	m ²			
木部防腐剤塗り	GL+1.0m 土台・胴縁等	41.9	m ²			
CB切欠き	3段 W200程度	4	か所			
フィス改修	干渉部分切断・タッチアップ 支柱移設共	1	か所			
小計						
庇防水改修						
水洗い	高圧水洗機10~15Mpa ブラシ	33.3	m ²			

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

対象工事 細目別内訳

建築工事 撤去						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
壁樋	塩ビ	51.1	m			
スチール窓手すり	2.1W*0.86H	10	か所			
アルミ製窓	1.73W*1.79H 障子・ガラスのみ	15.5	m ²			
アルミ製窓	1.73W*1.54H 障子・ガラスのみ	13.3	m ²			
アルミ製窓	1.73W*1.26H 障子・ガラスのみ	10.9	m ²			
積込み	金属類	0.26	t			
積込み	アルミ類（サッシ）	0.2	t			
積込み	廃プラ類	0.08	m3			
積込み	ガラス類	0.12	m3			
運搬	2t車	4	台			
計						

[illegible]

[illegible]

対象工事 細目別内訳

電気設備工事		電灯設備		電灯幹線		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
耐衝撃性 硬質ビニル管(HIVE)	16mm 露出	1	m			
耐衝撃性 硬質ビニル管(HIVE)	28mm 露出	84	m			
耐衝撃性 硬質ビニル管(HIVE)	54mm 露出	9	m			
600V耐燃性ポリエチレン 絶縁電線(EM-IE)	3.5mm2 管内	98	m			
600V耐燃性ポリエチレン 絶縁電線(EM-IE)	5.5mm2 管内	1	m			
600V耐燃性ポリエチレン 絶縁電線(EM-IE)	60mm2 管内	28	m			
EM-CEケーブル	8mm2- 3C 管内	37	m			
EM-CEケーブル	8mm2- 3C ビット・天井	8	m			
EM-CEケーブル	14mm2- 3C 管内	47	m			
EM-CEケーブル	14mm2- 3C ビット・天井	6	m			
接地極 (銅覆鋼棒打込式)	14φ×1.5m～ 2連	1	か所			
接地極埋設票	金属製 接地抵抗測定共	1	か所			
DVAイントリス碍子 (材料費)	大	2	個			
低圧用ラック		2	個			
防水ボックス	150x150x100 樹脂製	5	個			

[illegible]

対象工事 細目別内訳

電気設備工事		電灯設備		住戸内電灯コンセント設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
耐衝撃性 硬質ビニル管(HIVE)	16mm 露出	33	m			
樹脂製 露出スイッチボックス	16 1個用1方出	5	個			
樹脂製 丸形露出ボックス	16 1方出	5	個			
1種金属線び(MM1)	A型(25.4mmx11.5)	123	m			
1種金属線び(MM1) 付属品	A型(25.4mmx11.5) コーナボックス	5	個			
1種金属線び(MM1) 付属品	A型(25.4mmx11.5) 1個用スイッチボックス	20	個			
1種金属線び(MM1) 付属品	A型(25.4mmx11.5) 2個用スイッチボックス	5	個			
1種金属線び(MM1) 付属品	A型(25.4mmx11.5) ジャンクションボックス	35	個			
1種金属線び(MM1)	B型(40.4mmx20.0)	71	m			
EM-EEFケーブ ル	1.6mm- 2C 管内	14	m			
EM-EEFケーブ ル	1.6mm- 2C ヒット・天井	3	m			
EM-EEFケーブ ル	1.6mm- 3C 管内	44	m			
EM-EEFケーブ ル	2.0mm- 2C 管内	28	m			
EM-EEFケーブ ル	2.0mm- 3C 管内	142	m			
EM-EEFケーブ ル	2.0mm- 3C ヒット・天井	64	m			

対象工事 細目別内訳

電気設備工事		電灯設備		住戸内電灯コンセント設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
金属製 アウトレットボックス (カバー付)ボンド共	中四角 浅型 D44	10	個			
大形埋込スイッチ (樹脂プレート)	1P x2 ネーム入	5	個			
大形埋込コンセント (樹脂プレート)	2P15A(E) x1,ET (一体形)	5	個			
大形埋込コンセント (樹脂プレート)	2P15A(E) x2,ET (一体形)	5	個			
大形埋込コンセント (樹脂プレート)	2P15A20A(E),ET (一体形) 125V	10	個			
大形埋込コンセント+スイッチ (樹脂プレート)	1Px2 (ネーム入) +2P15A(E)x2,ET	5	個			
防水コンセント	2P15A(E) × 2, ET	5	個			
照明器具A		5	台			
照明器具B		25	台			
照明器具C		5	台			
照明器具D		5	台			
引掛シーリング	丸形 フック付	20	個			
住宅分電盤	樹脂製 扉無し	5	台			
保安器用取付板		5	個			
機械はつり(ダイヤモンドカッターによる 配管用貫通口)	100～150mm 25mm	10	か所			

[illegible]

電気設備工事		撤去工事		電灯幹線		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
硬質ビニル電線管 撤去	(VE16,HIVE16) 再使用しない	1	m			
硬質ビニル電線管 撤去	(VE22,HIVE22) 再使用しない	56	m			
VV-Fケーブル撤去	1.6mm ² - 2C 天井・ビッド	1	m			
ケーブル撤去 (CV,CVT,VV-R)	VV-R 5.5mm ² - 2C 管内	33	m			
ケーブル撤去 (CV,CVT,VV-R)	VV-R 5.5mm ² - 2C ビッド・天井	9	m			
ケーブル撤去 (CV,CVT,VV-R)	VV-R 5.5mm ² - 3C 管内	17	m			
ケーブル撤去 (CV,CVT,VV-R)	VV-R 8mm ² - 3C 管内	6	m			
プルボックス撤去	150x100x75VE	5	個			
防犯灯	取外し 再使用する	1	台			
計						

[illegible]

対象工事 細目別内訳

機械設備工事		住戸内設備		住戸内設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
①台所用換気扇		5	か所			
②自然給気口		15	か所			
③LPG集合装置廻り		5	か所			
④壁掛形ガス給湯器		3	か所			
⑥給湯ボイラー		1	か所			
⑦エアコン室外機		4	か所			
⑧クーラー・スリ・ブ 新設		15	か所			
⑨天井裏換気口		5	か所			
積み込み	コンクリート類	0.02	m3			
積み込み	金属類	0.19	t			
積み込み	廃プラ類	0.33	m3			
運搬	2t車	3	台			
計						

[illegible]

[illegible]

[illegible]

対象外工事 細目別内訳

建築工事		内外装				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
軒天化粧板	5t	10.6	m ²			
軒天化粧板	5t 有孔板	7.4	m ²			
WP塗り	A種 下地処理共 破風・鼻隠し	60.1	m			
破風板補修	杉上小 18*150*3000 加工・取付共	8	枚			
鼻隠し欠損部補修		1	式			
小計						
庇軒裏塗装改修						
水洗い	高圧水洗機10~15Mpa ブラシ	29.7	m ²			
既存塗膜撤去	ケレン	29.7	m ²			
EP塗	下地調整・処理共	23.2	m ²			
小計						
計						

[illegible]

対象外工事 細目別内訳

電気設備工事		弱電設備		チャイム		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
耐衝撃性 硬質ビニル管(HIVE)	16mm 露出	10	m			
樹脂製 露出スイッチボックス	16 1個用1方出	5	個			
樹脂製 丸形露出ボックス	16 1方出	5	個			
1種金属線び(MM1)	B型(40.4mmx20.0)	14	m			
1種金属線び(MM1) 付属品	B型(40.4mmx20.0) セハート	14	m			
1種金属線び(MM1) 付属品	B型(40.4mmx20.0) 1個用スイッチボックス	5	個			
1種金属線び(MM1) 付属品	B型(40.4mmx20.0) ジャンクションボックス	5	個			
EM-EEFケーブル	1.6mm- 2C 管内	14	m			
EM-EEFケーブル	1.6mm- 2C ヒット・天井	4	m			
EM-AEケーブル	0.9 mm- 2C 管内	24	m			
EM-AEケーブル	0.9 mm- 2C ヒット・天井	10	m			
チャイム	露出型 AC100V	5	個			
チャイム用押しボタン	防雨型	5	個			
計						

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

令和8年度

徳本団地改修工事

[5 2 - 2 (1 6号~2 0号)]

タイトル・目次		
建築改修工事仕様書	1	A N0.1 / 25
建築改修工事仕様書	2	A N0.2 / 25
配置図・付近見取図		A N0.3 / 25 1/500
工事内容一覧表		A N0.4 / 25
5 2 - 2 (1 6号~2 0号) 既存平面図		A N0.5 / 25 1/100
5 2 - 2 (1 6号~2 0号) 既存立面図		A N0.6 / 25 1/100
5 2 - 2 (1 6号~2 0号) 改修立面図		A N0.7 / 25 1/100
共通 (1 1号~3 0号) 既存平面詳細図		A N0.8 / 25 1/50
共通 (1 1号~3 0号) 改修平面詳細図		A N0.9 / 25 1/50
共通 (1 1号~3 0号) 既存・改修断面図		A N0.10 / 25 1/50
共通 (1 1号~3 0号) 改修壁下地図		A N0.11 / 25 1/100
共通 (1 1号~3 0号) 建具表		A N0.12 / 25 1/100.1/150
電気設備工事特記仕様書	1	E N0.1 / 25
電気設備工事特記仕様書	2	E N0.2 / 25
改修内容・照明器具参考姿図		E N0.3 / 25
[改修後] 構内配電線路配置図		E N0.4 / 25 1/200
5 2 - 2 (1 6号~2 0号) [改修後] 幹線平面図・集計器開閉器盤参考図・結線図		E N0.5 / 25 1/100
5 2 - 2 (1 6号~2 0号) [改修後] 住戸内平面図		E N0.6 / 25 1/50
5 2 - 2 (1 6号~2 0号) [改修前・後] 弱電設備平面図		E N0.7 / 25 1/100
5 2 - 2 (1 6号~2 0号) [改修前] 幹線設備平面図		E N0.8 / 25 1/100
5 2 - 2 (1 6号~2 0号) [改修前] 住戸内平面図		E N0.9 / 25 1/50
機械設備工事特記仕様書	1	M N0.1 / 25
機械設備工事特記仕様書	2	M N0.2 / 25
5 2 - 2 (1 6号~2 0号) 改修項目・改修平面図		M N0.3 / 25 1/150
5 2 - 2 (1 6号~2 0号) 改修立面図		M N0.4 / 25 1/150

[illegible]

5

建築改修工事

1

改修工法
[5. 1. 3]

2

防火戸
[5. 1. 4]

3

建具見本の製作
[5. 1. 5]

4

防犯建物部品
[5. 1. 7]

5

アルミニウム製建具
[5. 2. 2~5]
アルミニウム製樹間板複合建具

6

網戸等
[16. 2. 3]

7

樹脂製建具
[16. 2. 5]

8

鋼製建具
[16. 2. 2]
[16. 4. 2~4]
(表16. 4. 2)

1

建具用金物
[5. 7. 2. 3]

※かぎせ工法 (○カバ工法 ・ 持出工法)
・ 撤去工法 (・ はつり工法 ・ 引抜工法)

・ 適用する 図示 (・ 建具表 ・ 平面図)

※製作しない ・ 製作する

・ 適用する 図示 (・ 建具表 ・ 平面図)

性能等級
外部に面する建具 ・ A 種 (建具符号: ※建具表による)
・ B 種 (建具符号: ※建具表による)
・ C 種 (建具符号: ※建具表による)
防音ドアセット、防音サッシ
・ 適用する 遮音性の等級 ()
(建具符号: ・ 建具表による)
・ 適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシ

G

・ 適用する 断熱性の等級 ()
(建具符号: ・ 建具表による)
・ 適用しない
耐震ドアセット
・ 適用する 面内変形追随性の等級 ()
(建具符号: ・ 建具表による)
・ 適用しない
枠の見込み寸法 ※建具表による ・
表面処理
外部に面する建具 ・ B-1種 ・ B-2種 ・
皮膜等の種類 (※改修標準仕様書表5.2.2iによる)
着色 (・ アンバー ・ ブロンス ・ ブラック系 ・ ステンカラー)
屋内の建具
・ C-1種 ・ C-2種 ・
皮膜等の種類 (※改修標準仕様書表5.2.2iによる)
着色 (・ アンバー ・ ブロンス ・ ブラック系 ・ ステンカラー)
結露水の処理方法 ※図示 ・
水切り板、ぜん板 ※図示 ・
※製造所 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿に記載されている製造所

種類	材質	線径	網目
○防虫網	※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス (SUS316) 製	※φ 25mm以上	※16〜18メッシュ
・ 防鳥網	ステンレス (SUS304) 線材	1.5mm	網目寸法15mm

性能等級 (建具符号: ・ 建具表による)
外部に面する面する建具の耐風圧性の等級
防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級
断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級

G

(断熱性の等級 ・ H-4 ・ H-5 ・ H-6)
・ 適用しない
性能等級 (建具符号: ・ 建具表による)
簡易気密型
・ 適用する
・ 適用しない
外部に面する面する建具の耐風圧性の等級
防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級
断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級

G

(遮音性の等級 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6)
・ 適用しない
金物の種類、見え掛り部の材質等 ※改修標準仕様書 表5. 7. 1及び適用は建具表による
樹脂製建具に使用する丁番 ※改修標準仕様書 表5. 7. 3による
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ・ 建具表による
・ 錠前類 (シリンドー錠錠及びシリンドー本締り錠)
(品質)
デッドボルトの寸法は17mm以上とする。 鍵付きのものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。
(性能)
使用頻度による 性能
1) (シリンドー錠錠のみ) ラッチボルトの開閉繰り返し試験 (40万回) を行った後、ハンドルでの開閉操作力及びラッチング力が試験前の2倍未満であり、動作に支障がない。
2) キーによるデッドボルトの施錠繰り返し試験 (10万回) を行った後、試験前の回転トルクの2倍未満であり、施錠操作に支障がない。 (シリ ンドー本締り錠のみ) シリンドー単体の施錠繰り返し試験の評価は、シリンドーだけの回転トルクが10N・cm以下とする。
3) キーによる施錠機構の施錠繰り返し試験 (10万回) を行なった後、試験前の回転トルクの2倍未満であり、施錠操作に支障がない。
4) キーの抜き差し繰り返し試験 (10万回) を行なった後、キーの抜き差しに要する荷重は10 N以下である。また、未使用の合鍵でシリンドーが回 転でき、かつ、1箇所1段差深い刻みをもつ異なるキーでは、シリンドーが回転しないこと。 (キーに加えるトルクは、150N・cmとする)
外力に対する性能
1) デッドボルトの押込み強度試験 (10KN) を行った後、荷重を除いたときのデッドボルトの寸法は8mm以上であること。
2) デッドボルトの側圧強度試験 (10KN) を行った際、加圧板がデッドボルトを通過しない。
3) デッドボルトの押込み強度 (衝撃荷重) 試験 (58. 8J) の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態 (デッドボルトの突出量が9mm未満) にならないこと。
4) デッドボルトの側圧強度 (衝撃荷重) 試験 (58. 5J) の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態 (加圧板がデッドボルトを通過した状態) にならないこと。
5) (シリンドー本締り錠はグレード3以上の形込錠の場合) ストライクプレートの厚さ1. 5mm以上のステンレス鋼製とし、トロコケは厚さ1. 6mm以上の鋼板の一体絞りとする。又はストライクの強度と同等以上の強度を持つものとする。
使用扉の質量に対する性能 (シリンドー錠錠のみ)
1) ラッチボルトの側圧強度試験 (4KN) を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がない。
2) レバーハンドルのねじり強度試験 (3. 5KN・cm) を行った後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施錠操作に支障がない。
3) 握り玉のねじり強度試験 (3KN・cm) をおこなった後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施錠操作に支障がない。
4) ハンドルの引張強度試験 (2KN) を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施錠操作に支障がない。
5) ハンドルの垂直荷重強度試験 (2KN) を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施錠操作に支障がない。

12

錠
[5. 7. 4]

19

ガラス
[6. 13. 2~4]

29

ガラス留め材
[5. 13. 2]

29

ガラス用フィルム

鍵
1) かぎ (鍵) 数は、1. 5万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かぎ (鍵) 違い数とみなさないものとする。
2) 同一タンブラーの使用数は、60%以下とする。また、6本タンブラーにおいては、キーの同一みは、最大2連続までとしていること。
試験方法は、JIS A 1541-1 (建築金物-錠-第1部: 試験方法) による。
・ 錠前類 (レバーハンドル)
(性能)
ねじり 強度
レバーハンドルのねじり強度試験 (3. 5KN・cm) を行った後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施錠操作に支障がないこと。
引張り強度
ハンドルの引張強度試験 (2KN) を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施錠操作に支障がないこと。
垂直荷重強度
ハンドルの垂直荷重強度試験 (2 KN) を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施錠操作に支障がないこと。 試験方法は、JIS A 1541-1 (建築金物-錠-第1部: 試験方法) による。
マスターキー
・ 製作する (組) ・ 製作しない ・ 既存に絡込む
鍵箱
・ 設ける (組用 組) ・ 設けない
・ 合わせガラス

品 種	構成種類	性 能
※フロート合わせガラス	・ フロート板合わせガラス ・ 熱線吸収、フロート板合わせガラス	・ I 類
・ 網入組み合わせガラス	・ 網入組み、フロート板合わせガラス ・ 網入組み、熱線吸収合わせガラス	・ II-1 類 ・ II-2 類 ・ III 類

・ 強化ガラス
材料板ガラスによる種類 種 類 性 能
※フロートガラス
・ フロート強化ガラス
・ 熱線吸収強化ガラス
・ 型板ガラス
・ 型板強化ガラス

○複層ガラス ○図示

品 種	断熱性	日射遮へい性
・ 断熱複層ガラス	・ 1 種 ・ 2 種 ・ 3 種	U 1 U 2 ・ U-3-1 ・ U-3-2
・ 日射軽減へい複層ガラス	・ 4 種 ・ 5 種	E 4 E 5

[表3. 7. 1]
建具の種類 ※ 材 種
鋼製及び鋼製質量 ※ シーリング材
アルミニウム製 ※ シーリング材 ・ ガスケット (グレイジングチャンネル部)
ステンレス製 ※ シーリング材
木製 ※ シーリング材
防火戸のガラスとめ材は、建築基準法に基づく防火性能の認定を受けた条件による

種 類	記号	張り面	性能による区分	備考
・ 日射軽減フィルム G	S C	※内張り ・ 外張り	・ A ・ B ・ C	遮熱性能
・ ガラス飛散防止フィルム G S	G S	※内張り ・ 外張り	・ A ・ B	飛散防止性能
・ ガラス貫通防止フィルム S F	S F	※内張り ・ 外張り	・ A ・ B	貫通防止性能

品質 JIS B A 576 B 9 による

7

塗装改修工事

1

材料
[7. 1. 3]

2

既存塗膜の除去
[7. 2. 1]

3

下地調整
[7. 2. 2~7]

4

錆止め塗料塗り
[7. 3. 2~3]

5

仕上げ塗料塗り
[7. 4. 2
~7. 16. 2]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外
塗替え種別がR 日種の場合の既存塗膜の除去範囲
※塗替え面積の3 0 %

	塗替え	新設	ひび割れ部の補修
木部	※R 日種 ・ (※R 日種 ・ R 日種)	(※R A 種 ・ R 日種)	
鉄鋼面	※R 日種 ・ (※R A 種 ・)	(※R A 種 ・)	
亜鉛めっき鋼面	※R 日種 ・ (※R A 種)	(※R A 種)	
亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具)	※R 日種 ・ (※R C 種)	(※R C 種)	
モルタル面、プaster ー面	※R 日種 ・ (・ R A 種 ・ R 日種)	(・ 行 行わない) (・ 行 行わない)	
コンクリート面、A L C パネル面	※R 日種 ・ (※R A 種 ・)	(・ 行 行わない) (・ 行 行わない)	
コンクリート面 (D P) 、 押出成型セメント板面	(・ (※R A 種 ・)	(・ 行 行わない) (・ 行 行わない)	
せっこうボード面、その他ボード面	※R 日種 ・ (※R A 種 ・ R 日種)	(※R A 種 ・ R 日種)	

	塗 装 面	塗 料	工 程
鉄鋼面	屋内 (EP-0以外)	塗替え	※A 種
	屋外	新設鉄鋼面見え掛り	※A 種
	屋内 (EP-0)	新設見え隠れ	※A 種
		塗替え	※C 種
亜鉛めっき鋼面	屋内 (EP-0以外)	塗替え	※A 種
	屋外	新設鉄鋼面	※A 種
	屋内 (EP-0)	新設見え隠れ	※C 種
		新設鉄鋼面見え掛り	※A 種
	屋内 (EP-0以外)	塗替え	※A 種
	屋外	新設鉄鋼面	※A 種
	屋内 (EP-0)	新設見え隠れ	※C 種
		新設鉄鋼面	※A 種

	塗装の種類	塗装面	工 程	
○冷成樹脂混合ペイント塗り (S O P)	木部 (外部)	※日種 ・	※A 種	・
		木部 (内部)	※日種 ・	※A 種 ・
		鉄鋼面	※日種 ・	A 種 ※日種
		亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具以外)	※日種 ・	※日種 ・
	亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具)	※A 種 ・	※日種 ・	
		鉄鋼面	※A 種	・
	・ クリアラッカー塗り (C L)	木部	・ A 種 ※日種	・ A 種 ※日種
		屋内木部	表7. 6. 1	
	・ フタル酸樹脂エナメル塗り (F E)	鉄鋼面	表7. 6. 2	
		亜鉛めっき鋼面	表7. 6. 3	
・ アクリル樹脂系水分散系塗料塗り (N A D)	屋内の 2 面	・ モルタル面	・ A 種 ※日種	・ A 種 ※日種
		鉄鋼面	・ A 種 ・ 日種	※A 種
	・ 耐熱性塗料塗り (D P)	上塗り	・ A 種	・ C 種
		・ 1 級		
		・ 2 級		
	亜鉛めっき鋼面	上塗り	・ A 種 ・ 日種	※A 種
		・ 1 級	・ C 種	
		・ 2 級		
	コンクリート面	・ A-1 種	・ A-2 種	
		・ B-1 種	・ B-2 種	
		・ C-1 種	・ C-2 種	
・ つや有り合成樹脂エマルション ペイント塗り (E P - G)	屋内木部	※日種 ・	※A 種	・ 日種
		屋内鉄鋼面	※日種 ・	・ A 種 ・ 日種
	屋内亜鉛めっき面	※日種 ・	・ A 種 ・ 日種	
		コンクリート面	※日種 ・	・ A 種 ・ 日種
	モルタル面	※日種 ・	・ A 種 ・ 日種	
		プaster ー面	※日種 ・	・ A 種 ・ 日種
	せっこうボード面	※日種 ・	・ A 種 ・ 日種	
		塗装面	※日種 ・	・ A 種 ・ 日種
	コンクリート面	※日種 ・	・ A 種 ・ 日種	
		モルタル面	※日種 ・	・ A 種 ・ 日種
・ 合成樹脂エマルションペイント塗り (E P)	モルタル面	※日種 ・	・ A 種 ・ 日種	
		プaster ー面	※日種 ・	・ A 種 ・ 日種
	せっこうボード面	※日種 ・	・ A 種	○日種
		塗装面	※日種 ・	・ A 種 ・ 日種
	コンクリート面	※日種 ・	・ A 種 ・ 日種	
		モルタル面	※日種 ・	・ A 種 ・ 日種
	プaster ー面	※日種 ・	・ A 種 ・ 日種	
		せっこうボード面	※日種 ・	・ A 種 ・ 日種
	合成樹脂エマルション模様塗料塗り (E P - T)	屋内 2 面	・ A 種 ※日種	・ A 種 ・ 日種
		せっこうボード面	・ C 種	
・ ウレタン樹脂ワニス塗り (U C)	木部	・ A 種 ※日種	・ A 種	※日種
		・ ラッカーエナメル塗り (L E)	・ A 種 ※日種	・ A 種 ※日種
	木部	・ オイルステイン塗り (O S)	・ A 種	・ 日種
		○木材保護塗料塗り (W P)	・ A 種 ※日種	・ A 種 ※日種
	合成樹脂混合ペイント塗りの塗料の種類	※1 種 ・		
		つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (コンクリート面、モルタル面、プaster ー面、せっこうボード面、その他ボード面) の塗替えの場合のしめ止め		
	※改修標準仕様書表7. 9. 1の工程1の下塗りをしめ止めシーラーとする ・			
		合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしめ止め		
	※改修標準仕様書表7. 10. 1の工程1の下塗りをしめ止めシーラーとする ・			
		・ 高日射反射塗料塗り G		
下地調整 (改修標準仕様書表7. 2. 2)	・ R A 種 ・ R 日種 ・ R C 種			
		塗料その他 JIS S 5675 (耐熱性屋根用塗料) 2 種	等級 ・ 1 種 ・ 2 種 ・ 3 種	
	塗料塗量は、塗料製造所の仕様による			

環境配慮改修工事

1

点検口

6

あと施工アンカー
(14. 1. 3)

※ 異有施設の石綿除去等に係る施工業者の登録制度による登録を受けている業者であること。
施工調査
・ アスベスト含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、目視及び資与する設計図書等によりアスベストを含有している吹き付け材、成形品、建築材料等の使用の有無について調査し、監督職員に報告する。
資与資料 ()
・ 分析によるアスベスト含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アノソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トシモライト
分析方法
※ J I S A 1 4 8 1 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による
分析結果については、監督職員に報告すること

材料名	定性分析	定量分析
・ (箇所数:)	・ (箇所数:)	・ (箇所数:)
・ (箇所数:)	・ (箇所数:)	・ (箇所数:)
・ (箇所数:)	・ (箇所数:)	・ (箇所数:)

サンプル数 1 箇所あたり3 サンプル
採取箇所 ・ 図示 ・
アスベスト粉塵濃度測定
測定時期、場所及び測定点

測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
測定1	処理作業前	処理作業室内	・ 各1 点 ・ 各2 点 ・ 各3 点
測定2		調査対象室外部の付近	・ 各1 点 ・ 各2 点
測定3	処理作業中	処理作業室内	・ 各1 点 ・ 各2 点 ・ 各3 点
測定4		負圧・除塵装置の排出口吹出し風速1 m / s e c 以下の位置	・ 各1 点 ・ 各2 点
測定5		処理作業室外 (敷地境界)	・ 計1 点 ・ 4 方向各1 点
測定6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	・ 各1 点 ・ 各2 点
測定7	処理作業後	処理作業室内	・ 各1 点 ・ 各2 点 ・ 各3 点
測定8	(シート撤去後1 週間以降)	調査対象室外部の付近	・ 各1 点 ・ 各2 点

測定方法

	測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5
メンブレンフィルタ直径 (mm)	2 5	2 5	4 7
試料の吸引流量 (1 / m i n)	・ 1 ・	・ 5 ・	・ 1 0 ・
試料の吸引時間 (m i n)	・ 5 ・	・ 1 2 0 ・	・ 2 4 0 ・

採取箇所は図示
アスベスト含有建材の処理
・ アスベスト含有吹き付け材の除去
除去対象範囲 ※図示
除去工法 ※改修標準仕様書 9. 1. 3 (b) (1) による
除去したアスベスト含有吹き付け材等の飛散防止 ※密封処理 (※湿潤化 ・ セメント固化)
除去したアスベスト含有吹き付け材等の処分
・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (熔融施設)
・ アスベスト含有保温材等の除去
除去対象範囲 ※図示
作業場の隔離 ・ 行う
除去したアスベスト含有保温材の処分
・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (熔融施設)
○アスベスト含有成形品の除去
除去対象範囲 ※図示
除去したアスベスト含有成形品の処分
・ アスベスト含有右ごみボード
※埋立処分 (管理型最終処分場)
○アスベスト含有右ごみボードを除くアスベスト含有成形品
・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (熔融施設)
石綿作業主任者
特定科学物質等作業主任者技術講習を終了した者の内から選任する。
特別管理産業廃棄物管理責任者
保温材については、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させる。
天井 材質 アルミニウム製 寸法 (mm) ○4 5 0 × 4 5 0 ・ 6 0 0 × 6 0 0
形式 一般型 外枠 ○断縁タイプ ・ 目地タイプ
内枠 ○断縁タイプ ・ 目地タイプ
(品質・性能)
引抜き耐力の確認試験 ※機械的簡易引抜き試験機による引抜き試験 ○行わない
設計用引抜き強度

MEMO

有限会社 安本設計事務所

TITLE	徳本団地改修工事 (11号〜30号)	管理建築士 長谷川 聖 (一級建築士登録第321664号)	
NAME	[52-2]	建築改修工事仕様書 (2)	
SCALE			

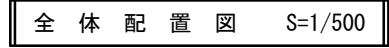
南安本設計事務所

磯江 淳

23. 11

MT-D 01

A 25



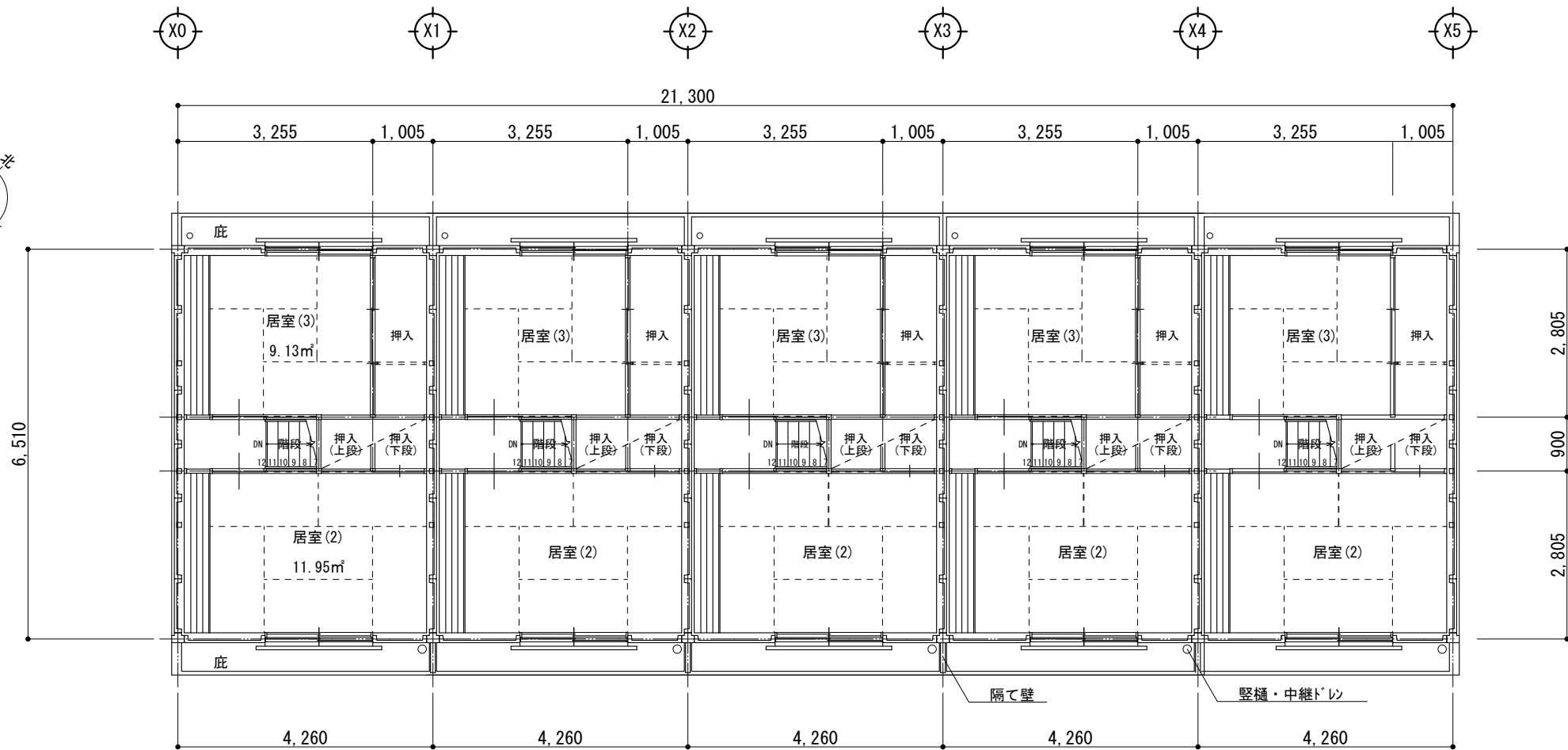
【改修工事対象建物】

	改修＞簡易耐火構造2階建 S52年(1977年)竣工
	既存＞簡易耐火構造平屋建 S51年(1976年)竣工
	既存＞木造 2 階建 H1年(1989年)竣工

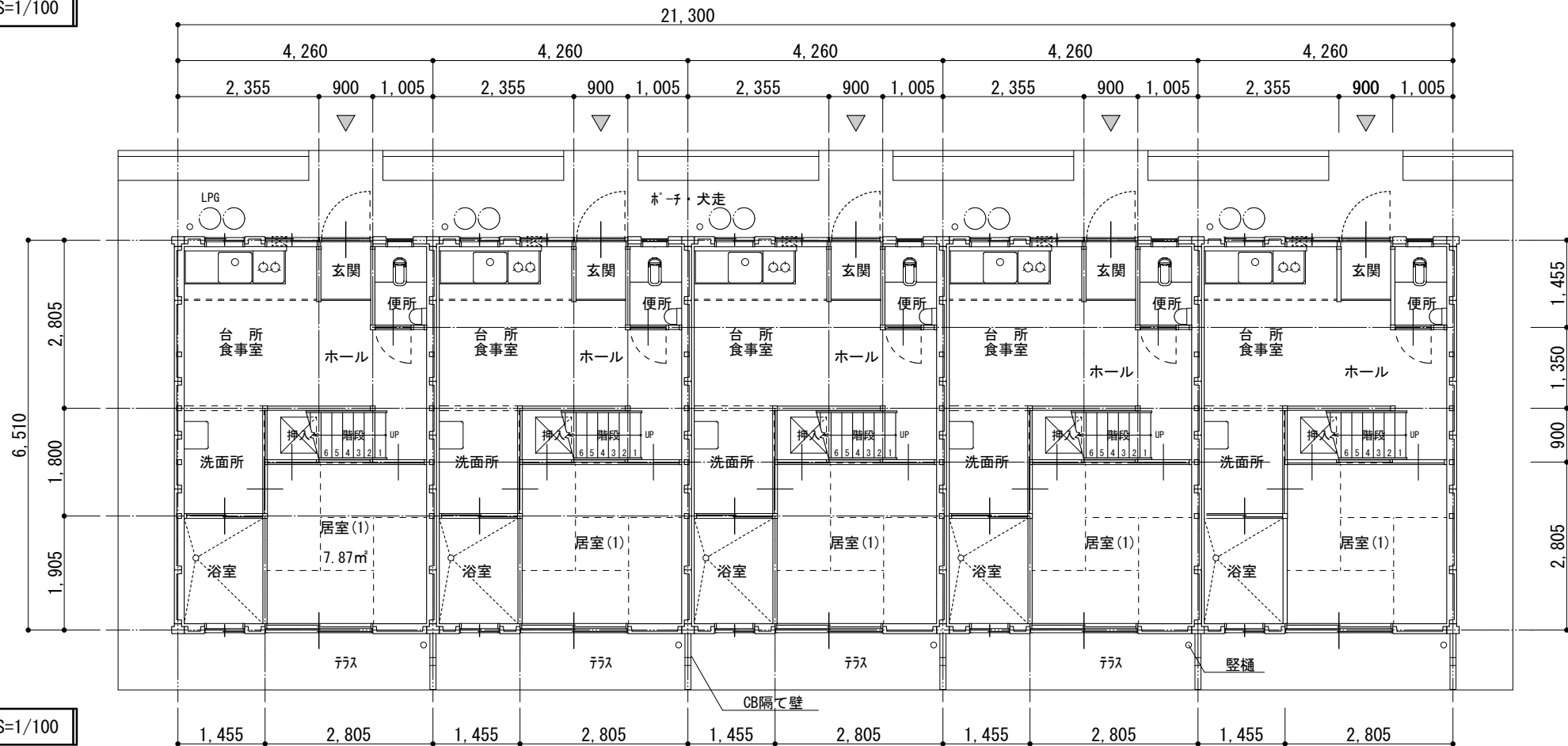
	■三朝町徳本団地改修工事（簡易耐火構造 2階建て） 鳥取県東伯郡三朝町大字横手	52-1[11~14] 221.861㎡（4戸）	52-2[16~20] 277.326㎡（5戸）	52-3[21~23] 166.396㎡（3戸）	52-4[25~30] 332.792㎡（6戸）	補工 助 対 象 事	補外 助 対 象 事
建築工事 改 修	【既存改修・既存仕上】	【改修内容・仕上】					
外壁断熱 工 事	☐ 外壁改修工事） ・鉄筋コンクリート板（組立式PC版）吹付 （底共） ・妻面（一部）もみ塗吹付（木毛もみ板下地） ・組立目地シーリング及びサッシ廻りシーリング 留 ・外部隔て板：木製金具留（脱着再使用）、CB壁そのまま	・既存PC版そのまま下地 ・窯業系サイディング14t釘打. 透湿防水シート張. GW100t24K、軒天取合：7mm見切 下地：間柱（好胴縁）100×35@455 土台・頭継：100×45 ：杉 注）アンカー打設位置：PC版120t、接着系樹脂アンカー1-M8-70LねPL-3. 2t×150W 取合シーリング：変成シリコン15×10 サイディング目地：専用品10×7 水切：GL0. 4t ・妻面（矢切）：既存もみ塗吹付そのまま下地同上仕上 ・外部隔て壁：撤去処分（4ヶ所） ・棟番号：脱着（再使用）CB壁そのまま				○	
外部改修 工 事	☐ 軒天改修工事） ・大平板5t（一部有孔板） 【 撤去処分/1坪×3 】 ☐ 破風板・鼻隠し改修工事） ・大平板5t（一部有孔板）被覆 撤去 【 撤去処分/1坪×3 】 ☐ 雨樋改修工事） ・雨樋（軒・竪・鯉鱈・金具）撤去取替 ☐ 外部改修美装工事） ・物干し金物改修 ・RC（PC）底部分美装	・軒天：化粧スチロール板5t張り（一部有孔板） 既存下地 ・破風板18t：・既存木部に重ね張り、WP塗装 ・鼻隠し：木部WP塗装、欠損部補修 ・軒樋：塩ビ製半丸105・SUS製受金物・上合 ・竪樋：塩ビ製VUΦ60・SUS製掴金物・中継ドレン取合い調整 ・物干し金物取替：7mm製（5組） ・底：ウレタン塗膜防水（高圧洗浄、下地調整、ドレン取替、ジョイント部シーリング打替） 底裏：EP-G塗装（高圧洗浄、下地調整、ジョイント部シーリング打替） ・換気フード新設：ステン製（20ヶ所）				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
建具改修	☐ 建具改修工事） ・居室窓 7mmサッシ：引違（中棧・換気小窓・網戸）FL-3、F-4 既存取替サッシ・ガラス：撤去 ・居室以外の窓 7mmサッシ（引違い・内倒・FIX） 額縁・水切・網戸整備 ・スチール製窓手摺撤去取替 ・玄関ドア扉撤去取替（枠・ランマ・サッシ：そのまま）	・居室窓：枠残し、ガラス工法断熱サッシ、フィルター付上棧一体換気付 ガラス：（Low-E3+12+F3）、（中残サッシ時：H800ガラスフィルム張り） 可動網戸・固定網戸：合成樹脂製 外額縁：GL0. 4t サッシ水切：7mm ・サッシはそのまま、GL0. 4t額縁、7mm水切取付 ＊ 網戸（合成樹脂）：整備（劣化、無い箇所） ・7mm手摺取替：2100L×1200H（5ヶ所）、2100L×900H（5ヶ所） ＊・7mmドア（見込40）：郵便口、ドアスロープ、チェーンロック、内外ハンドル、丁番、CL ＊：別途工事				○ ○ ○	
その他	☐ 7mmサッシ分析調査 ・2階天井裏	・2階天井裏断熱材（GW100t24K）敷込み				○	
						○	

電気設備改修	■ 補助対象改修	52-1				ST	52-2					ST	52-3			ST	52-4						ST
		11	12	13	14		16	17	18	19	20		21	22	23		25	26	27	28	29	30	
・電気容量の増	・開閉器容量増 MCCB3P50/40AT	●	●	●	●	4	●	●	●	●	●	5	●	●	●	3	●	●	●	●	●	●	6
・照明器具の LED化	・器具取替 8台／戸	8	8	8	8	3 2	8	8	8	8	8	4 0	8	8	8	2 4	8	8	8	8	8	8	4 8
	・引掛シーリング取替 4台／戸	4	4	4	4	1 6	4	4	4	4	4	2 0	4	4	4	1 2	4	4	4	4	4	4	2 4
・電気屋外設備	・幹線設備（MB共）	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	5	○	○	○	3	○	○	○	○	○	○	6
	・弱電幹線設備（NTT）	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	5	○	○	○	3	○	○	○	○	○	○	6
・電気屋内設備	・ケーブルテレビ 共聴幹線設備	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	5	○	○	○	3	○	○	○	○	○	○	6
	・幹線設備	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	5	○	○	○	3	○	○	○	○	○	○	6
	・電灯コンセント設備	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	5	○	○	○	3	○	○	○	○	○	○	6
	・弱電設備（NTT）	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	5	○	○	○	3	○	○	○	○	○	○	6
	・ケーブルテレビ 共聴設備（NCN）	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	5	○	○	○	3	○	○	○	○	○	○	6
	・衛星放送設備（P. ANT）	○																☆					
	・外灯移設	○				1						1				1							1
	電気設備改修 ■ 補助対象外工事																						
	・玄関チャイム設置 1台／戸	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	5	○	○	○	3	○	○	○	○	○	○	6
機械設備改修	■ 補助対象改修工事																						
・外壁改修のため 屋外配管・機器 等の移動・脱着	・台所換気扇（屋外カバー撤去） （嵩上・ウェザーカバー）	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	5	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	6
	・自然給気口（屋外カバー撤去） （嵩上・ウェザーカバー）	3	3	3	3	1 2	3	3	3	3	3	1 5	3	3	3	9	3	3	3	3	3	3	1 8
	・LPG配管設備（MB共）	●	●	●	●	4	●	●	●	●	●	5	●	●	●	3	●	●	●	●	●	●	6
	・LPGタンク 50K（20K）	2	2	2	2	8	2	2		2		6	2	2	2	6		2	2	2	2	2	1 0
	・壁掛給湯器（ガス給湯器脱着）			●		1		●		●	●	3						●					1
	・給湯器（ガスガス釜）	●				1							●	●	●	3	●		●	●	●	●	5
	・給湯器設備（灯油タイプ脱着）		●		●	2			●			1											
	・AC室外機（脱着・化粧ダクト）		1	2	2	5	1	1	1	2	1	6		2	1	3	1		1	1	1		4
	・クーラースリブ 新設	3	3	3	3	1 2	3	3	3	3	3	1 5	3	3	3	9	3	3	3	3	3	3	1 5
	・天井裏換気口（屋外ガリ撤去） （管延長・フード）	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	5	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	6

2 階 平 面 図 S=1/100

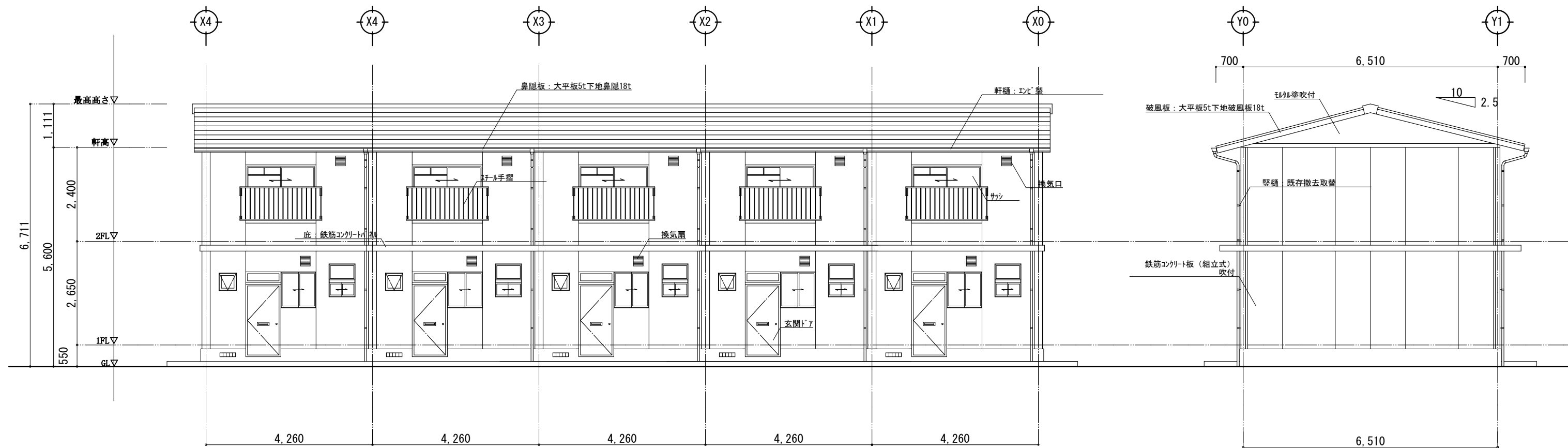


1 階 平 面 図 S=1/100



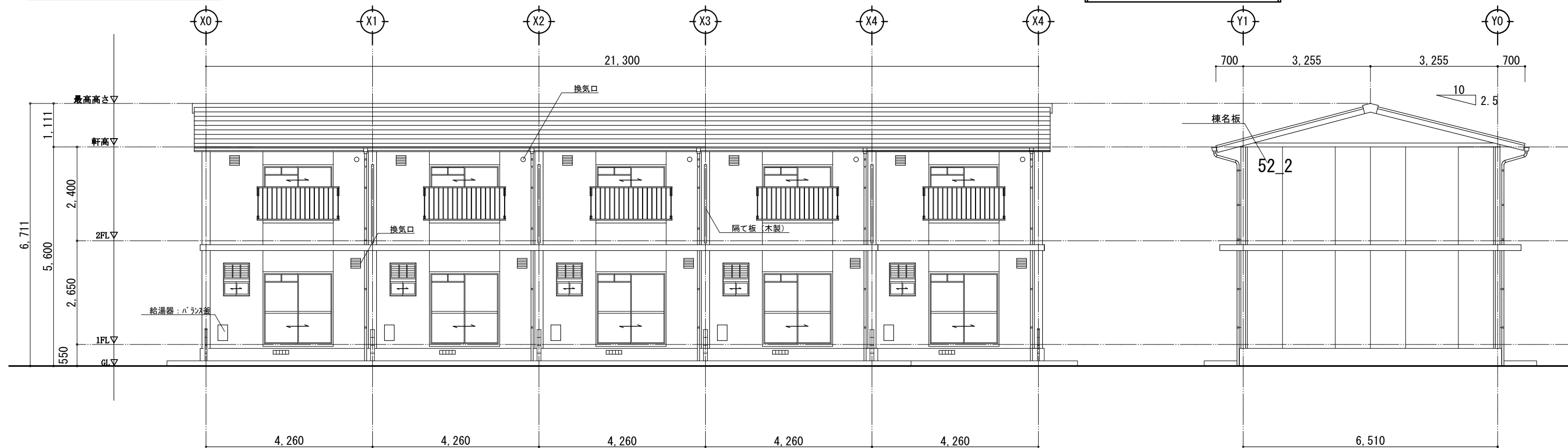
52-2 (16号~20号) 面積表

- 1階床面積 : 21.300 × 6.510 = 138.663 m²/棟
(戸当り : 4.260 × 6.510 = 27.7326 m²/戸)
- 2階床面積 : 21.300 × 6.510 = 138.663 m²/棟
(戸当り : 4.260 × 6.510 = 27.7326 m²/戸)
- 延べ面積 : 138.663 × 2 = 277.326 m²/棟
(戸当り : 27.7326 × 2 = 55.465m²/戸)
- 建築面積 : 21.300 × 6.510 = 138.663 m²/棟



北 立 面 図 S=1/100

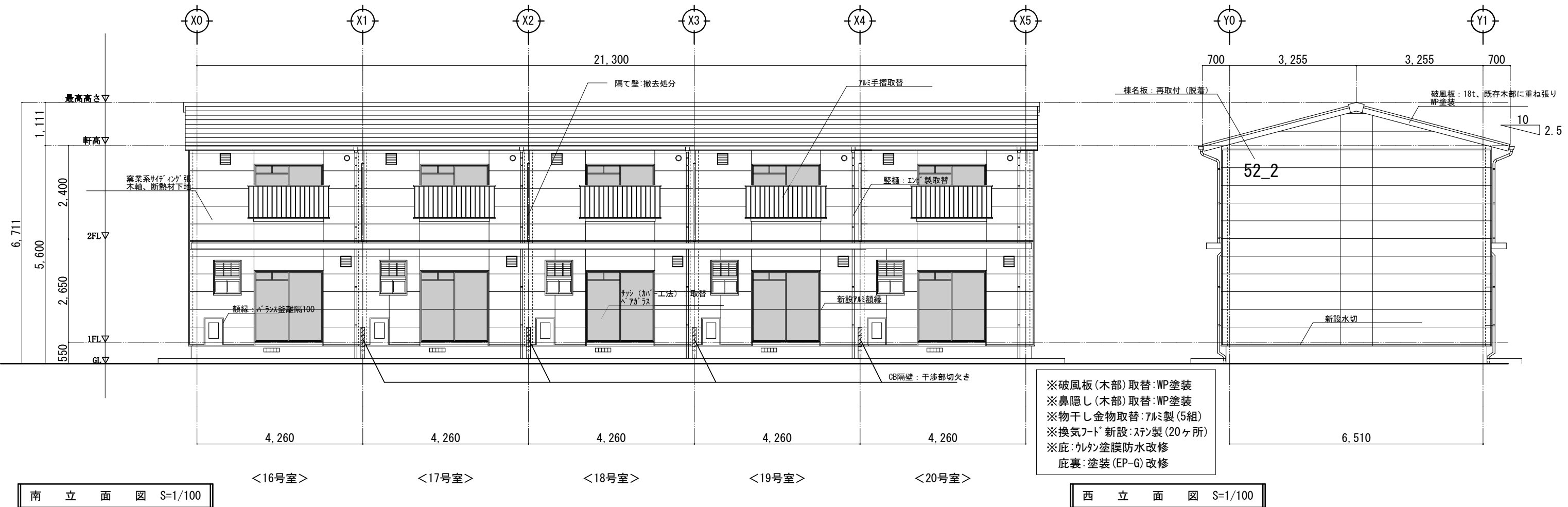
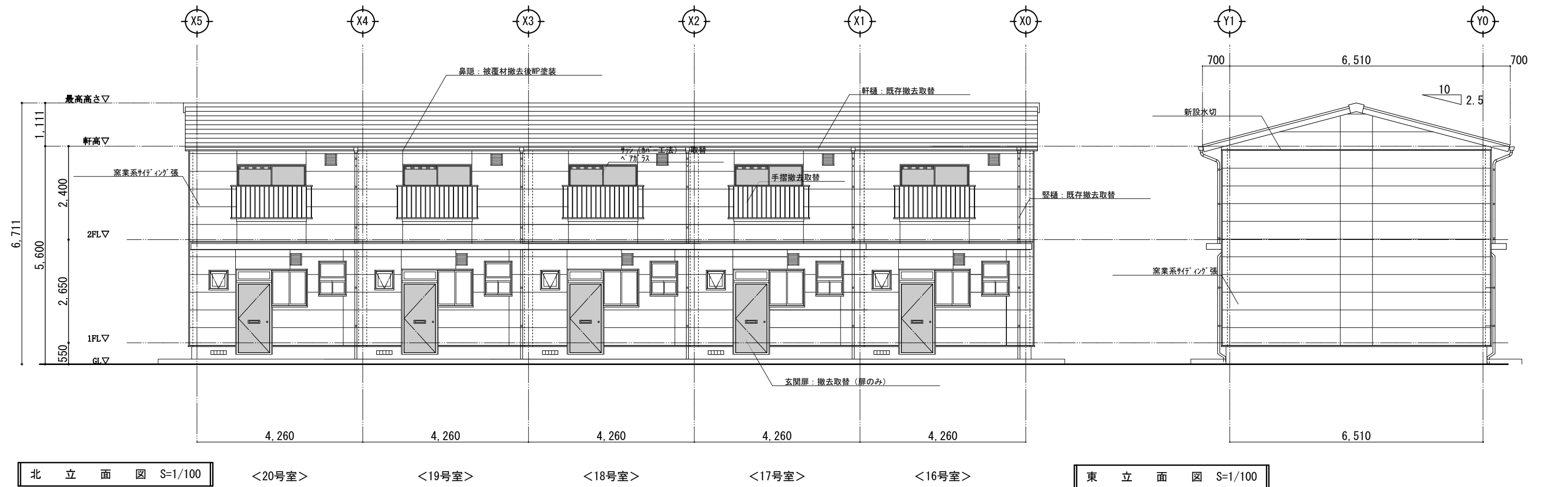
東 立 面 図 S=1/100



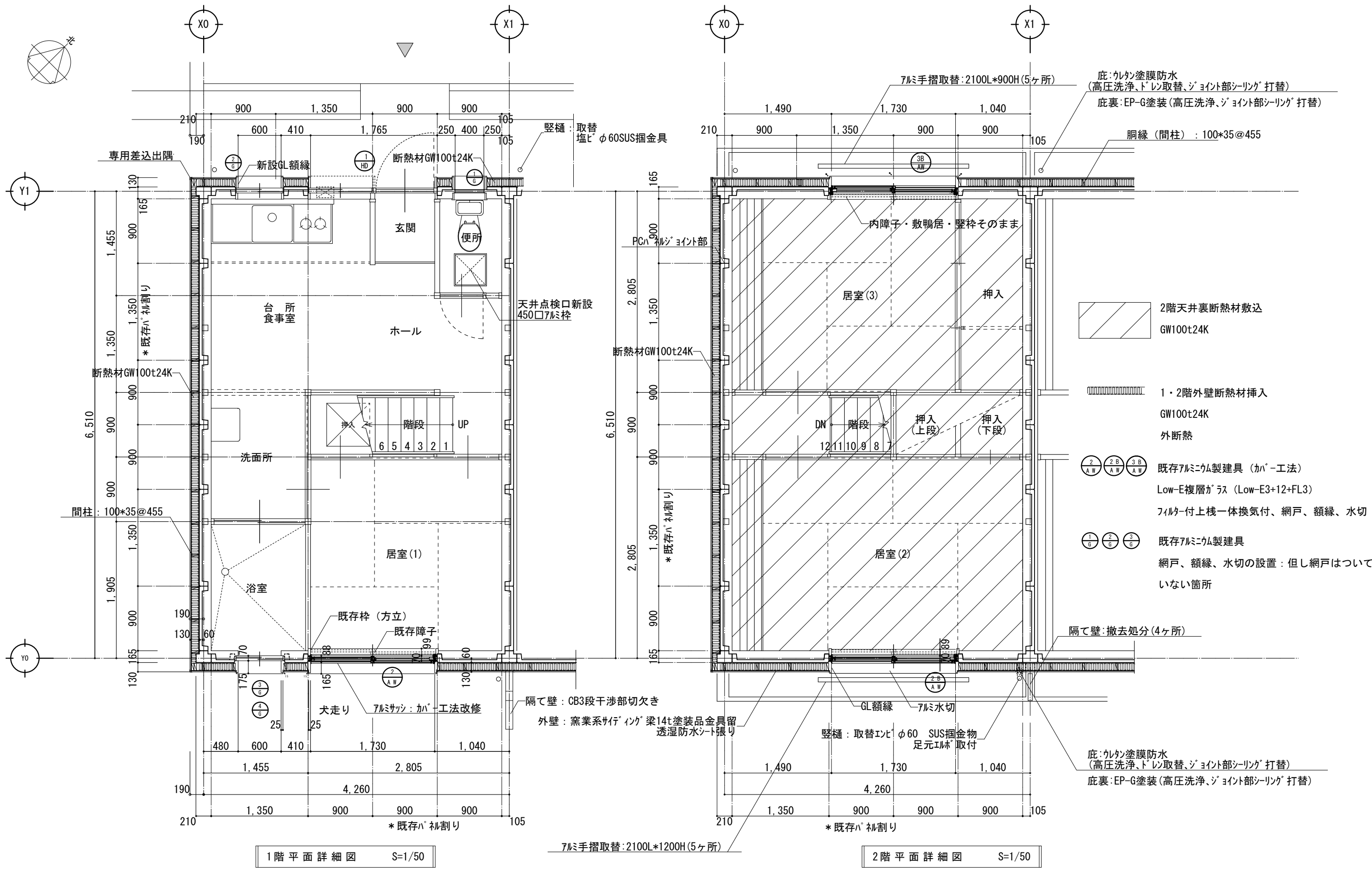
南 立 面 図 S=1/100

西 立 面 図 S=1/100

MEMO	有限会社 安本設計事務所	TITLE	徳本団地改修工事 (11号～30号)		管理建築士 長谷川 聖 (一級建築士登録第321664号)				Seri. No.
		NAME	[52-2 (16号～20号)] 既存立面図		Drawer/Belonging	Chief	Date	Proj. No.	Draw. No.
		SCALE	1/150 [A3:1/150]		Bel. 南安本設計事務所	磯江 淳	23. 11	MT-D 01	A 6 25

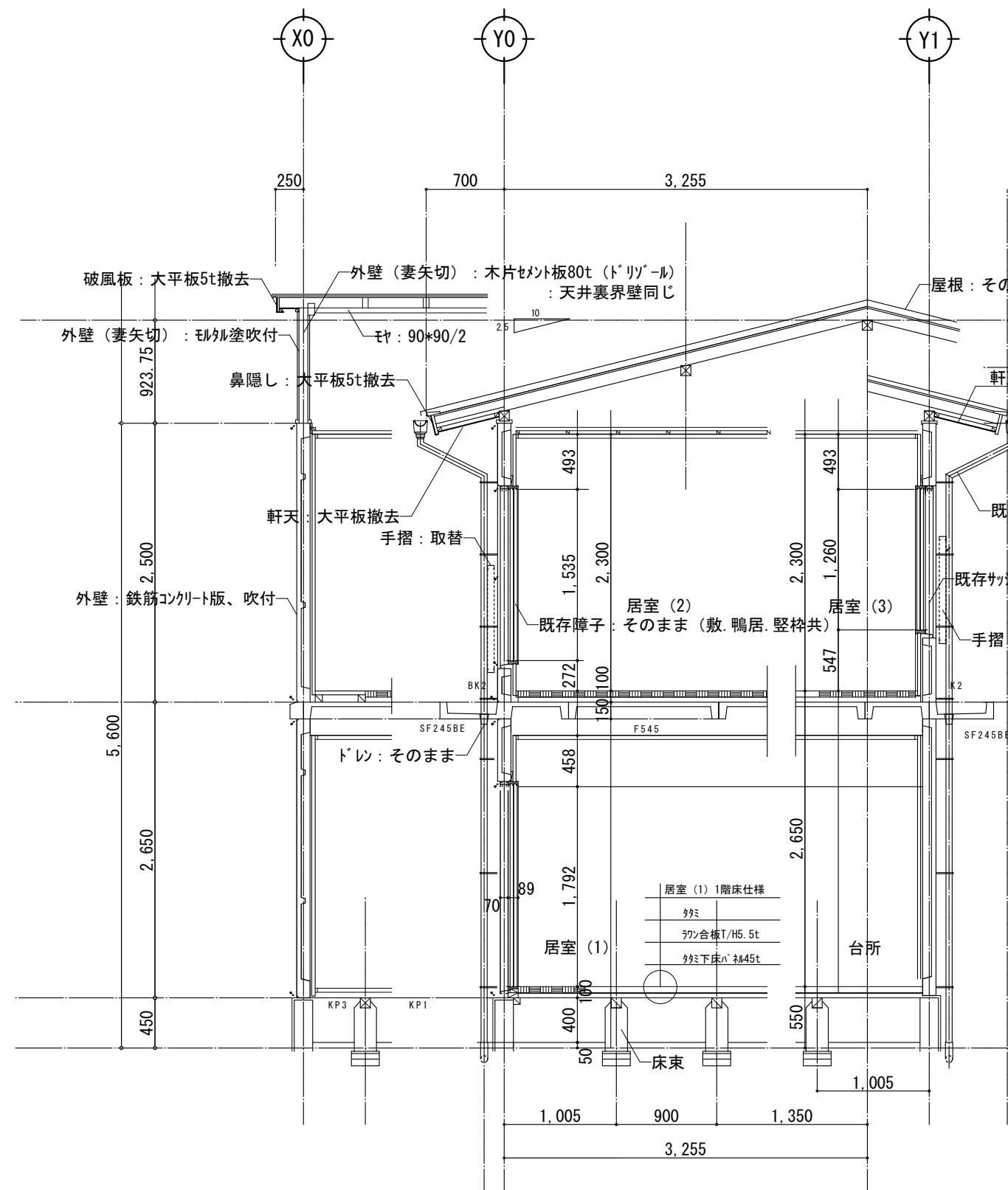


MEMO	有限会社 安本設計事務所	TITLE	徳本団地改修工事（11号～30号）		管理建築士 長谷川 聖 (一般建築士登録第321664号)				Seri. No.
		NAME	[52-2（16号～20号）]改修立面図		Drawer/Belonging	Chief	Date	Proj. No.	Draw. No.
		SCALE	1/100		Bel. 南安本設計事務所				
				Name 磯江 淳			'23.11	01	A 7 25

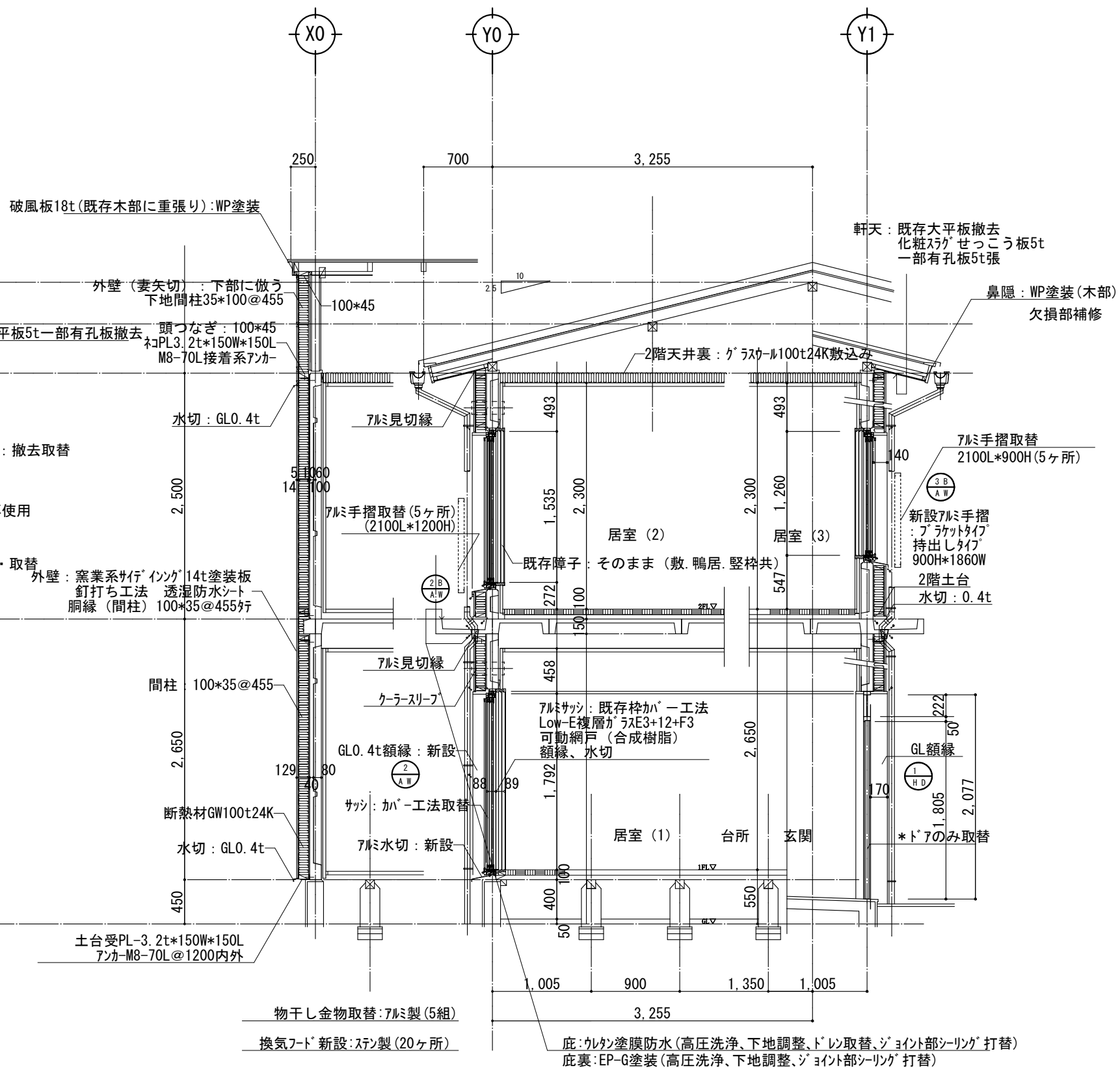


1階平面詳細図 S=1/50

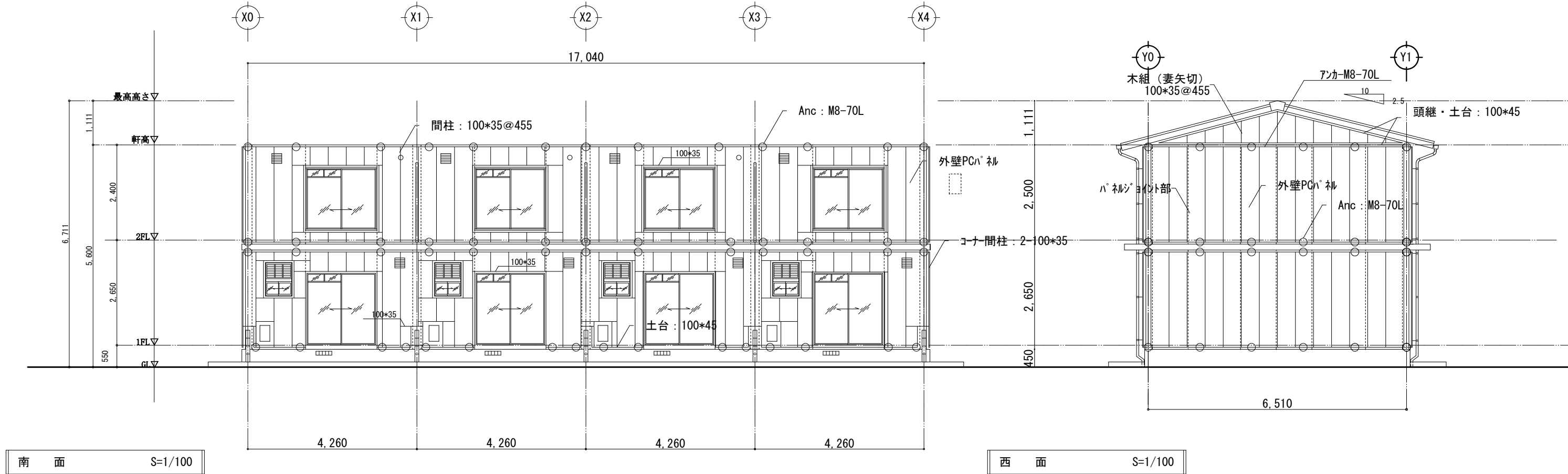
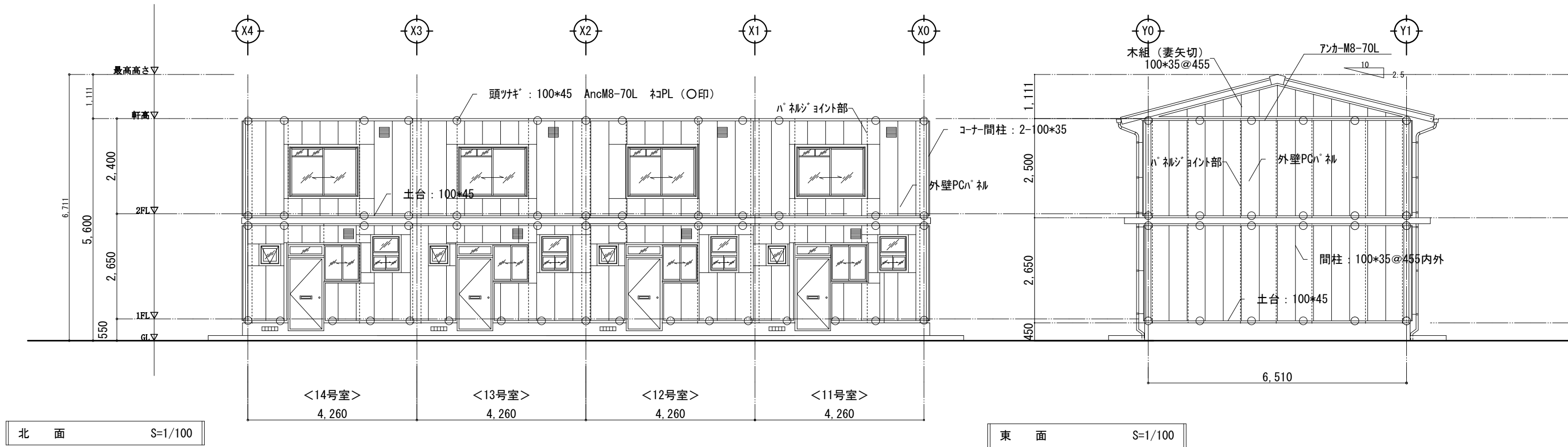
2階平面詳細図 S=1/50



既存断面図 S=1/50



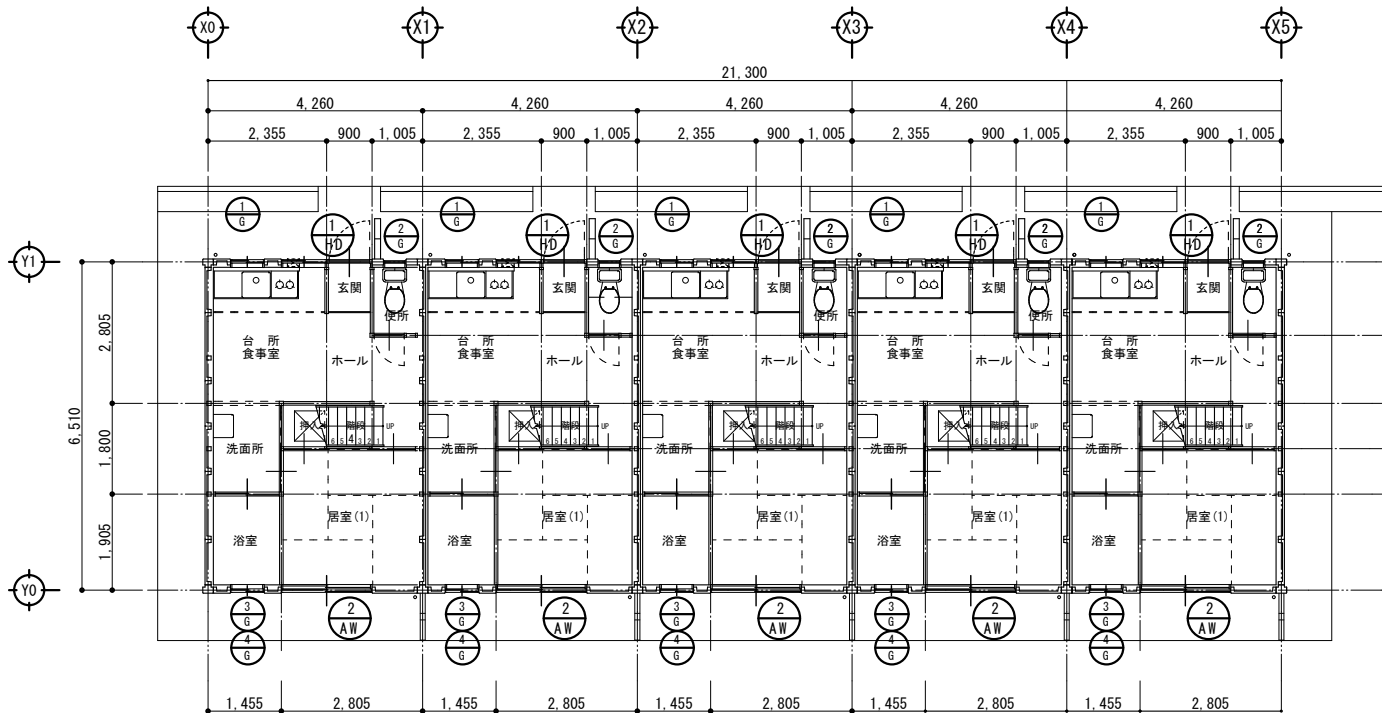
改修断面図 S=1/50



- GL+1.00mの木材、土台（2階含む）は防腐剤塗とする。
- 52-1棟を参考にそれぞれ同様に間柱（胴縁）、土台、頭ツギ、アソカを入れる。

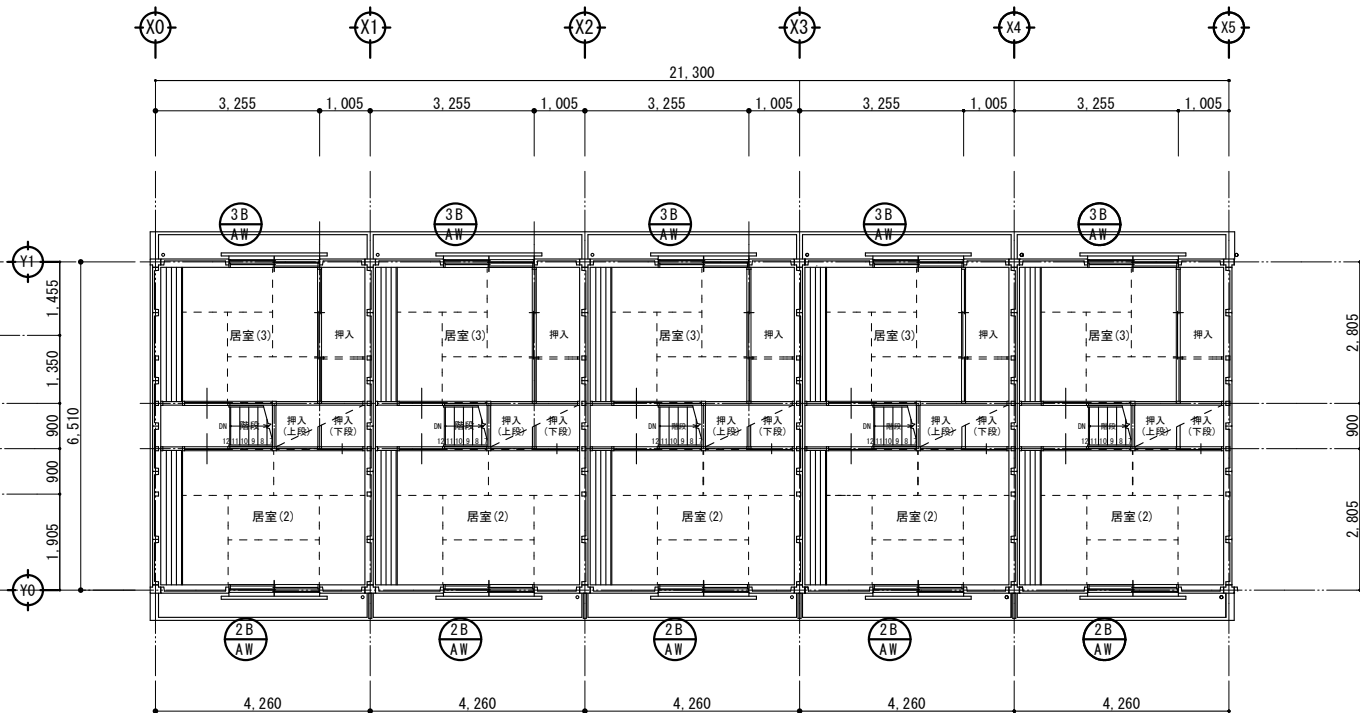
MEMO	 有限会社 安本設計事務所	TITLE	徳本団地改修工事（11号～30号）		管理建築士 長谷川 聖		Seri. No.
		NAME	[52-2] [共通（11号～30号）]改修壁下地図		（一級建築士登録第321664号）		Draw. No.
		SCALE	1/100 [A3:1/100]		Drawer/Belonging	Chief	Date
					Bel. 南安本設計事務所	23.11	MT-D 01

	建 具 表 S=1/100															
符号・名称	① HD ランマ付玄関ドア	1 (戸当り)	② AW 引違掃出しサッシ	1 (戸当り)	2B AW 引違サッシ	1 (戸当り)	3B AW 引違サッシ	1 (戸当り)	① G 内倒 額縁・水切	② G 引違 額縁・水切	③ G 引違 額縁・水切	④ G 額縁・水切	特記事項			
形状 寸法	玄関・台所 		1階居室 (1) 		2階居室 (2) 		2階居室 (3) 		浴室 	1階台所 	1階便所 	浴室釜口 	・建具金物、硝子は見本品を提出し承諾を得ること ・事前に施工図を作成し、承諾を得ること ・金物は特記なき限りSUS304HLとする ・カーラムの色は見本を提出し決定する ・網戸は塩ビ製とする ・外部サッシ周辺は防水テープを貼ること ・1戸毎にサッシ (4ヶ所/戸) の取替とすること : 網戸を示す : ガラスフィルムを示す			
	材質・見込	スチールハートドア (フラッシュ) 見込70 (ドア40) ドアのみ取替、枠・窓・ランマはそのまま		アルミビル用サッシ (カー工法) 枠見込88		アルミビル用サッシ (カー工法) 枠見込88		アルミビル用サッシ (カー工法) 枠見込88						* 釜本体から全周囲100mmのクリアランスをとること	年度別工事戸数	
硝子	ランマ: FL-3 (既存のまま)		Low-E3+A12+FL3、ガラスフィルム張H=800		Low-E3+A12+FL3、ガラスフィルム張H=400		Low-E3+A12+FL3、ガラスフィルム張H=800		網戸 (既存枠ビス留)	網戸 (既存枠レール)	網戸 (既存枠レール)		令和6年度工事		52-1棟	N0. 11~14
金物	内外バーハンドル、CL錠、丁香、チェーンロック ドアスコープ、郵便口、付属金物一式 GL0. 4t額縁 (外三方) 165L アルミ水切 (下) 175L		クレセント、網戸、付属金物一式 GL額縁 (外三方) 150L アルミ水切 (下) 165L フィルター付上棧一体換気付		クレセント、網戸、付属金物一式 GL額縁 (外三方) 150L アルミ水切 (下) 165L フィルター付上棧一体換気付		クレセント、網戸、付属金物一式 GL額縁 (外三方) 150L アルミ水切 (下) 165L フィルター付上棧一体換気付		GL0. 4t額縁 (外三方) 165L アルミ水切 (下) 175L	GL額縁 (外三方) 165L アルミ水切 (下) 175L	GL額縁 (外三方) 165L アルミ水切 (下) 175L	GL額縁 (外三方) 165L アルミ水切 (下) —	令和8年度工事	52-2棟	N0. 16~20	5戸
													令和7年度工事	52-3棟	N0. 21~23	3戸
													令和9年度工事	52-4棟	N0. 25~30	6戸
	窓網戸設置 (又は取替) カ所/数量								窓網戸設置 (又は取替) カ所/数量							
52-1棟	N0. 14	1カ所							N0. 11. 12. 13. 14.	4カ所	N0. 11	1カ所	N0. 11. 12. 14	3カ所	N0. 11	1カ所
52-2棟	N0. 18	1カ所							N0. 16. 17. 18. 20	4カ所	N0. 16. 17. 18. 19. 20	5カ所	N0. 16. 17. 18. 20	4カ所		—
52-3棟	N0. 23	1カ所							N0. 21. 22. 23	3カ所	N0. 22. 23	2カ所	N0. 22. 23	2カ所	N0. 21. 22. 23	3カ所
52-4棟		—							N0. 25. 26. 27. 28. 29	5カ所	N0. 26. 29	2カ所	N0. 26. 27. 29	3カ所	N0. 25. 28. 29. 30	4カ所



参考 1階 建具配置図 S=1/150

- * 参考 (52-2棟) 建具配置図
- * A W - 2、A W - 2 B、A W - 3 B のサッシを施工 (カー工法) する際には養生を行うこと。



参考 2階 建具配置図 S=1/150

電 気 設 備 工 事 特 記 仕 様 書

I. 工 事 概 要

1 工事場所 三朝町横手

2 建物概要

番 号	建 物 名 称	構 造	階 数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備 考
1	52-1棟 (11号～14号)	RC	2		() 項	
②	52-2棟 (16号～20号)	RC	2		() 項	
3	52-3棟 (21号～23号)	RC	2		() 項	
4	52-4棟 (25号～30号)	RC	2		() 項	
5					() 項	

3 工事種目 (●印の付いたものが対象工事種目)

工事種目	番 号	1	2	3	4	5	屋外	備 考
● 電灯設備	○	○	○	○				
● 動力設備								
● 電熱設備								
● 雷保護設備								
● 受変電設備								
● 電力貯蔵設備								
● 発電設備								
● 構内情報通信網設備								
● 構内交換設備								
● 情報表示設備								
● 映像・音響設備	通							
● 拡声設備	信							
● 誘導支援設備	報							
● テレビ共同受信設備	設	○	○	○	○			
● 監視カメラ設備	備							
● 駐車場管制設備								
● 防犯・入退室管理設備								
● 火災報知設備								
● 中央監視制御設備								
● 医療関係設備								
● 構内配電線路							○	
● 構内通信線路								
● テレビ電波障害防除設備								
● 機械設備工事								
● 建築工事								

4 設備概要 (本工事における工事種目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない。)
●の付いたものを適用する。

	項 目	特 記 事 項
電 灯 設 備	● 電気方式 ● 非常用照明器具 ● 誘導灯	幹線 ● 三相3線式100/200V ● 直流2線式100V 分岐 ● 単相2線式 (● 100V ● 200V) ● 直流2線式100V 光源 ● LED ● 蛍光灯 ● 白熱灯 ● 電源 ● 電池内蔵形 ● 電源別置形 ● 避難口 ● 階段通路 ● 廊下通路 ● 室内通路
動 力 設 備	● 電気方式	幹線 ● 三相3線式200V ● 単相2線式200V ● 単相3線式100/200V 分岐 ● 三相3線式200V ● 単相2線式 (● 100V ● 200V)
雷 保 護 設 備	● 受雷部 ● 避雷導線 ● 接地極	● 突針 ● 棟上け導体 ● その他金属体 () ● 建築構造体利用 ● 引下げ導線 ● 建築構造体利用 ● 接地極埋設
受 変 電 設 備	● 電気方式 ● 契約電力 ● 設備方式 機器類	高圧 三相3線式 6.6kV 低圧 ● 三相3線式200V ● 単相3線式100/200V ● 単相2線式 (● 100V ● 200V) 改修工事 既存設備 ● kW 新営工事 ● 100kW未満 ● 100kW以上500kW未満 ● 500kW以上 ● 屋内形 ● 屋外形 ● キュービクル式配電盤 (● PF形 ● CB-1形 ● CB-2形) ● 高圧スイッチギア、変圧器盤 (CB-3形) 変圧器 三相 400kVA、単相 150kVA ● 油入 ● モールド 主遮断器 ● 限流ヒューズ ● VCB

	項 目	特 記 事 項
電力貯蔵設備	● 直流電源装置 ● 交流無停電電源装置 (UPS)	用途 ● 非常用照明器具電源および受変電設備制御電源共用 ● 受変電設備制御電源専用 ● 非常用照明器具電源専用 蓄電池 ● HS形鉛蓄電池 ● MSE形鉛蓄電池 (Ah) 形式 ● 標仕によるUPS ● 簡易形UPS 用途 ● 電算機用 ●
発電設備	● 自家発電装置 ● 太陽光発電装置 ● 風力発電装置	電気方式 三相3線式 ● 6.6kV ● 210V 機器類 形 式 ● キュービクル形 ● 簡易形 ● オープン形 発電機 (kVA以上) 原動機 ● ディーゼル ● ガスタービン 防油堤 ● コンクリート製 ● 鉄板製 (● 本工事 ● 別途工事) モジュール ● 結晶シリコン ● 薄膜 ● 風車 ● プロペラ形 ●
通 信 情 報 設 備	● 構内情報通信網設備 ● 構内交換設備 ● 情報表示設備 ● 映像・音響設備 ● 拡声設備 ● 誘導支援設備 ● テレビ共同受信設備 ● 監視カメラ設備 ● 駐車場管制設備 ● 防犯・入退室管理設備 ● 火災報知設備 ● 中央監視制御設備 ● 医療関係設備 ● 構内配電線路 ● 構内通信線路 ● テレビ電波障害防除設備	● 機器 ● 配管のみ ● 配管及び配線 ● 交換機 ● 局線中継台 ● 電話機 ● ボタン電話装置 ● 配管のみ ● 配管及び配線 ● マルチサイン装置 ● 出退表示装置 ● 時刻表示装置 ● 増幅器 ● スピーカー ● プロジェクタ ● スクリーン ● その他 (液晶モニター、電子黒板) 用 途 ● 一般放送 ● 非常放送 ● 個別放送 ● 音声誘導装置 ● 身体障害者用インターホン装置 ● トイレ等呼出し装置 ● インターホン ● テレビインターホン ● ナースコール ● アンテナ (● UHF ● BS ● CS) ● CATV ● カメラ ● ビデオモニタ ● タイムラプスVTR ● 配管のみ ● 配管及び配線 車両検知方式 ● 光線式 ● ループコイル式 機器 (● 本工事 ※ 別途工事) 配管 (※ 本工事 ● 別途工事) 配線 (● 本工事 ※ 別途工事) ● 受信機 (● P型 ● R型) ● 耐受信機 ● 中継器 ● 感知器 運動制御器 (回線 ● 単独 ● 火報受信機と一体) 感知器 (● 共用 ● 専用) 複合装置 ● 一体形 (※ 一般型 ● 防雨型) ● 単独 受信機 (回線 ● 単独 ● 火報受信機と一体 ● LPガス用 ● 都市ガス用)
中央監視設備	● 形式 ● 監視制御対象設備 ● 伝送方式	● 警報盤 ● 表示操作盤 ● 監視制御装置 ● 動力設備 ● 受変電設備 ● 自家発電設備 ● 防災設備 ● 照明制御 ● 給排水設備 ● 空調設備 ● アナログ方式 ● デジタル方式
構内配電線路	● 電気方式 ● 施工方法 ● 外灯点滅方式	三相3線式 (● 6.6kV ● 200V) ● 単相3線式100/200V ● 単相2線式 (● 100V ● 200V) ● 地中埋設式 ● 架空線式 ● 手動 ● 自動 (● タイマー ● 自動点滅器 ● 中央監視)
構内通信線路	● 用途 ● 施工方法	● 電話用 ● 時計拡声用 ● 火災報知用 ● インターホン用 ● 情報通信網用 ● CATV ● 地中埋設式 ● 架空線式
テレビ電波障害防除設備	● 対策方法 ● 責任分界点	● 都市形CATVへの加入 ● 共同受信方式 (● 共同アンテナ ● 館内用アンテナ用) ● 各戸の保安器一次側 ●

II. 特 記 仕 様

1 一 般 事 項

- (1) 現場説明書、質問回答書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様等のうち、●印の付いたものによる。
● 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和4年版) (以下、「標準仕様書」という。)
● 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和4年版) (以下、「改修標準仕様書」という。)
● 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (令和4年版) (以下、「標準図」という。)
- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針 (令和4年版)」 (以下「監理指針」という。) を適用する。
- (3) 機械設備工事及び建築工事を本工事を含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書等及び監理指針を適用する。

2 特 記 事 項

- (1) 項目は番号に ○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は ●の付いたものを適用する。
●の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ●と※の付いた場合は共に適用する。
(3) 一般共通事項のうち (9, 10, 12, 13, 15, 29, 35) 項は、● 建築 ● 機械設備 工事仕様書による。

	項 目	特 記 事 項
一般共通事項	① 官公署その他への手続 2 電気保安技術者 ③ 電気工事士 4 工事安全計画書等 ⑤ 発生材の処理等	工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続き、検査並びにその費用は、請負者の負担とする。 工事現場におく電気保安技術者は、鳥取県総務部営繕工事家用電気工作物保安規程第5条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。 なお、電気保安技術者の資格は標準仕様書第1編第1章第3節1. 3. 2によるものとし、一般用電気工作物に係る工事についても、自家用電気工作物の場合と同様の業務を行うものとする。 契約電力500kW以上の場合においても、第1種電気工事士により施工を行う。 建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に工事安全計画書を作成し監督職員に提出する。 引渡しを要するもの ※ 無し ● 有り () 引渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とする。 特別管理産業廃棄物 ※ 無し ● 有り ●本工事において調査を行う (● PCB使用機器 ● アスベスト含有設備資機材 (● 配線用遮断機 ●)) PCB使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。 撤去予定機器の撤去分析 ※ 無し ● 有り

⑥ 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上の品質及び性能を有するものとする。 また、製造者等が定められている機材については、Ⅲ. 機材によるほかこれらと同等以上のものとする。ただし、これらと同等以上のものとする場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料をあらかじめ監督職員に提出して承諾を受ける。 なお、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」による場合は評価書の写しを監督職員に提出するものとする。 使用する機材がⅢ. 機材による場合は、標準仕様書第1編第1章第4節1. 4. 2(b)の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。ただし、標準仕様書に規定される製作用、試験成績書等は除く。 提出した施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編 平成30年版」によるほか、監督職員の指示による。下記のものを出す。
⑦ 機材の品質・性能証明	
8 施工図等	
9 完成写真等	
10 完成図等	
⑪ 他工事との取合い	
12 工事用電力・水・その他	
13 表示板	
14 足場	

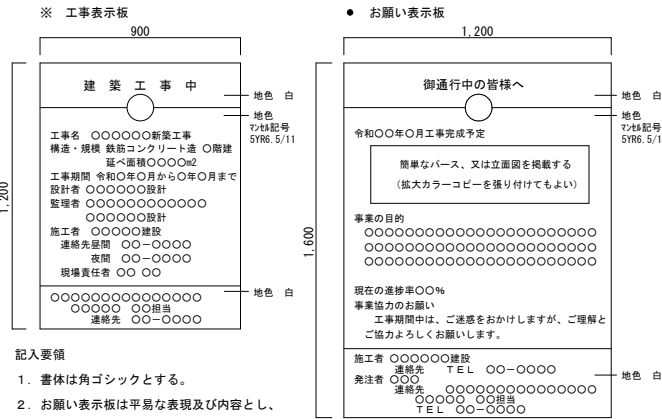
区分	分類・規格	撮影箇所	部数	電子データの提出
工事写真	カラーサービス判	各工程工程毎	※ 1部 ● 部	● 要 ● 不要
完成写真	カラーサービス判	監督職員の指示による	※ 2部 ● 部	● 要 ● 不要

区 分	名 称	部 数
※ 完成図原図	完成図 ● 原紙 ※ CADデータ ※ PDFデータ 施工図 ● 原紙 ● CADデータ ● PDFデータ	1 部
※ 完成図 2つ折製本	※ 完成図 ※ 完成図 (縮小版) ● 施工図	※ 2部 ● 部
※ 完成図書	● 完成図 (縮小版) ※ A 4版市販ファイル ※ 主要機器図 ※ A 4版黒表紙製本 ※ 試験成績書	※ 2部 ● 部
※ 保守用説明書 A 4版ファイル	※ 保守に関する指導案内書 ※ 機器取扱説明書 ※ 主要機器一覧表	※ 2部 ● 部
※ 保証書		1 部
※ 官公署届出書類		1 部
● 原図ケース・製本図面の背表紙に「施設コード・部局名称」ラベルを貼り付ける。		

他 工 事 と の 取 合 い		電気設備	機械設備	建 築
● コンクリート壁、床、梁貫通部	補 強	●	●	※
	スリーブ・箱入	※	●	●
● 鉄骨造の開口及び補強		●	●	※
● 照明器具・幹線等の吊りボルト用インサート (くぎ処理共)		※	●	●
● 軽量鉄骨壁のボックス取付用下地		※	●	●
● 埋込分電盤・端子盤・プルボックスの仮枠及び埋込部分の補強	仮 枠	※	●	●
	補 強	●	●	※
● O Aフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強		●	●	※
● 埋込形機器取付用の天井、壁の下地材・仕上げ材	切 り 込 み	※	●	●
	補 強	●	●	※
● 自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアクローザ、フロアヒンジ		●	●	※
● 電気室、自家発電機室などの基礎及びビット (蓋を含む)		●	●	※
● 機器付属の制御盤及び操作盤から機器までの配線		●	※	●
● 機器用コントロールスイッチ (空調機、給湯器等)の取付及び配線		●	※	●
● テレビアンテナ	基 礎	●	●	※
	アンカーボルト	※	●	●
● 天井点検口		●	●	※
● 自立型制御盤の基礎		※	●	●
● 機器類のコンクリート基礎	屋 内 ・ 屋 外 設 置	※	●	●
	屋 上 設 置	●	●	※

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。

設ける。(寸法等は下図による。建築工事、機械設備工事等と一緒にして表示する)



足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について (厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

[illegible]

MEMO	 有限会社 安本設計事務所	TITLE	徳本団地改修工事 (11号～30号)		管理建築士 長谷川 聖 (一級建築士登録第321664号)				Seri. No.	
		NAME	[52-2] 電気設備工事 特記仕様書 (2)		Drawer/Belonging Bel. 南安本設計事務所		Chief	Date	Proj. No.	Draw. No.
		SCALE	S=NON.		Name 磯江 淳 (磯江) (淳)		'23. 11	MT-D 01	E 2 25	

幹線設備工事内容

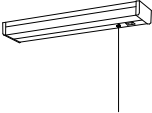
概 要

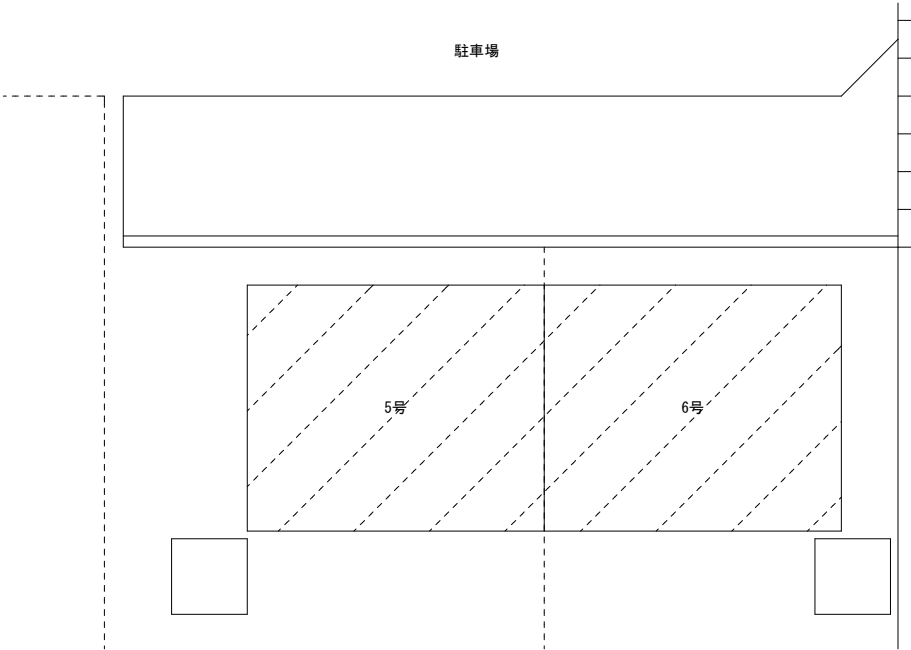
引込点・既設の配管配線が外壁改修の支障となること、また住戸内の電気容量増加に伴い幹線サイズの変更が必要なため、
底下に新設幹線ルートを作成する。
住居人が使用している状態での工事となるため、1住戸の改修中に他住戸へ停電等の影響を極力少なくすることを目的とする。
停電期間が最短となるよう検討すること。
なお、幹線設備工事計画については、下記による。

ステップ

- ① 構内柱を新設する。
- ② 引込点を外壁から新設構内柱に変更する。底で既設配線と構内柱～底までの新設配線を接続する。(停電時間：2h程度)
※構内柱～底までの新設配線は、構内柱～集合計器開閉器盤までの余長を見込み(ステップ⑥)、建築足場と干渉する場合は保護管を見込むこと。
外灯を外壁から新設構内柱に移設する。
- ③ 底下にブルボックス1・2新設と各戸までの新設配管配線を行う。
構内柱側の外壁断熱工事を建築にて行う。
- ④ 構内柱側の外壁改修後、集合計器開閉器盤を新設する。
構内柱～集合計器開閉器盤までの配管を行う。(配線はステップ②にて敷設の配線を使用)
集合計器開閉器盤～ブルボックスまでの配管配線を行う。
- ⑤ 電力量計を集合計器開閉器盤に移設する。(電力会社工事)
- ⑥ 幹線切替、住戸外壁の新設ブルボックス2内で屋内への既設配線と新設配線を接続する。(停電時間：2～2.5h程度)
- ⑦ 住居人が使用している状態で1戸毎に戸内改修を行う。(NCNも同時施工とする。)
既設配管配線・ブルボックス等の撤去を行う。

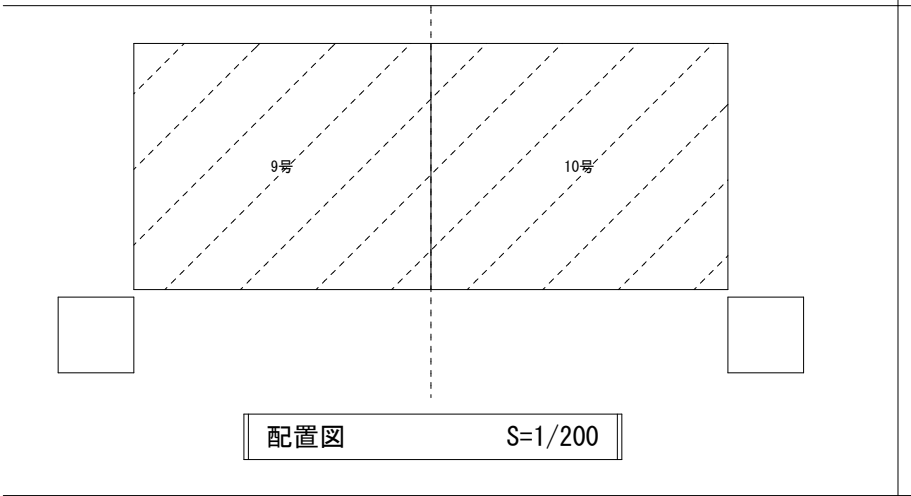
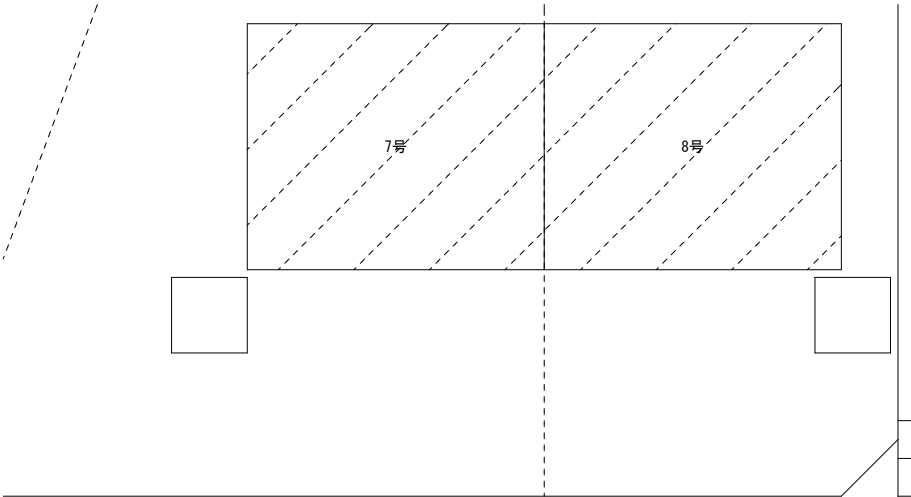
照明器具参考姿図

A	LEDポーチライト 60形電球1灯器具相当	B	LEDシーリングライト 60形電球1灯器具相当
 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束450lm、消費電力6.2W 拡散タイプ、防湿型・防雨型 天井直付型・壁直付型、ネジ込み方式 カバー：アクリル（乳白） パナソニック LGW85066LE1 同等品以上		 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束580lm、消費電力6.0W 天井面・壁面取付専用 カバー：プラスチック（ホワイト） 送り用端子台付 パナソニック LGB51653LE1 同等品以上	
C	LEDキッチンライト 20形直管蛍光灯1灯器具相当	D	LEDシーリングライト 20形丸形蛍光灯1灯器具相当
 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束980lm、消費電力12W 拡散タイプ、壁直付型・棚下直付型 コンセント付、フルスイッチ付 カバー：プラスチック（乳白） パナソニック LGB52095LE1 同等品以上		 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束705lm、消費電力7.8W 防湿型・防雨型、拡散タイプ、ネジ込み方式 プラスチック（ホワイト） カバー：アクリル（乳白） パナソニック LGW51714WCF1 同等品以上	



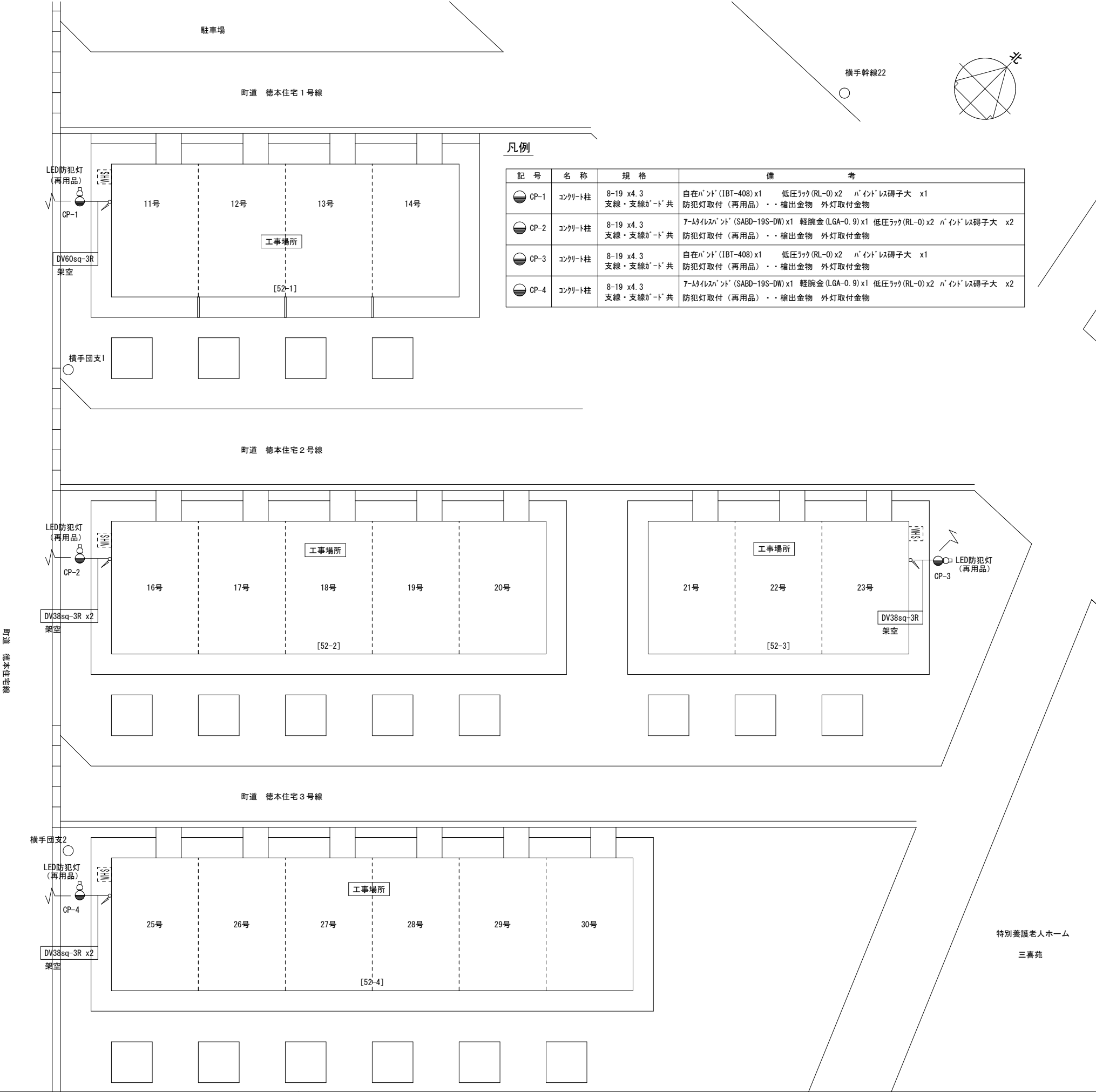
注記

- LED防犯灯の契約は「公衆街路灯」とする。
- 構内（引込）柱の建柱位置は、監督員の指示に従う。
但し、支線の取付方向を考慮する。
- 構内（引込）柱の装柱に於いては、NTT及びNCNに支障が無いように施工する。



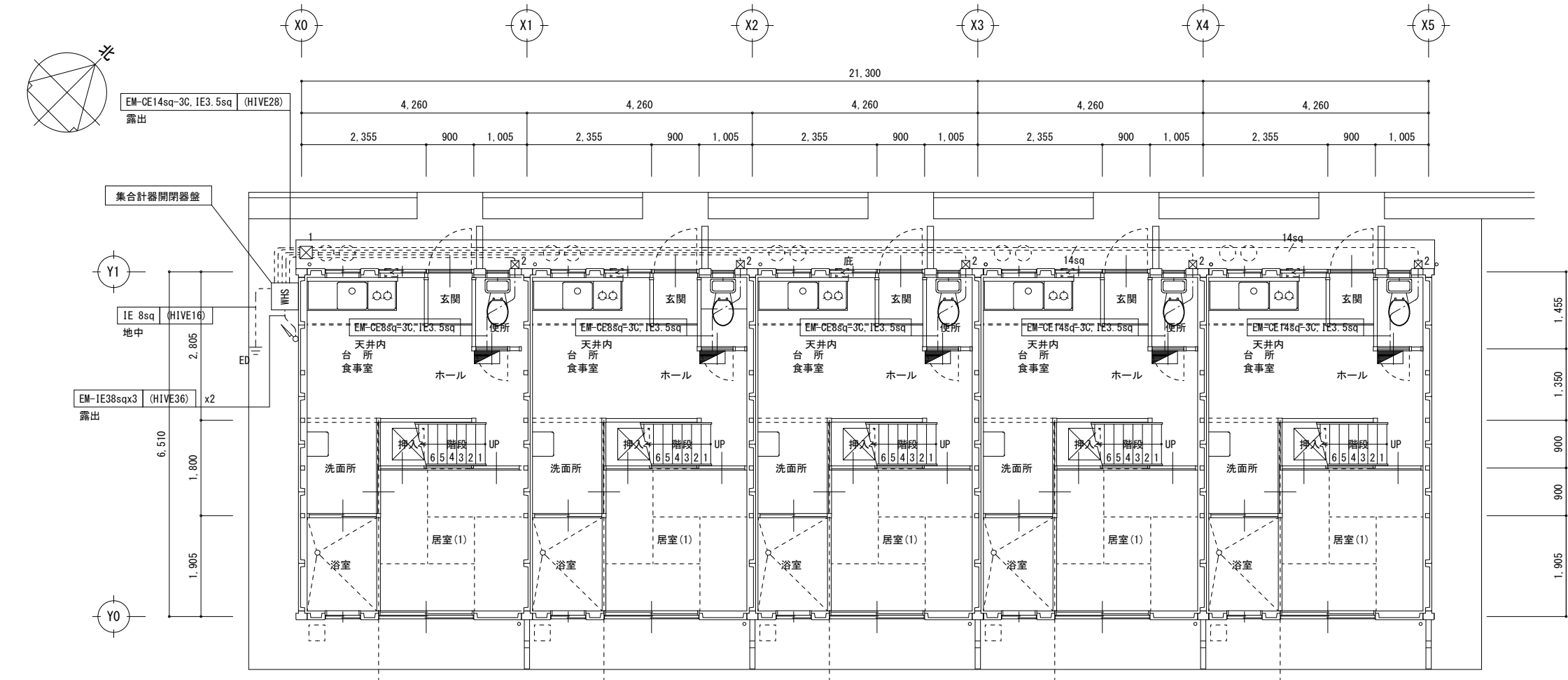
配置図

S=1/200

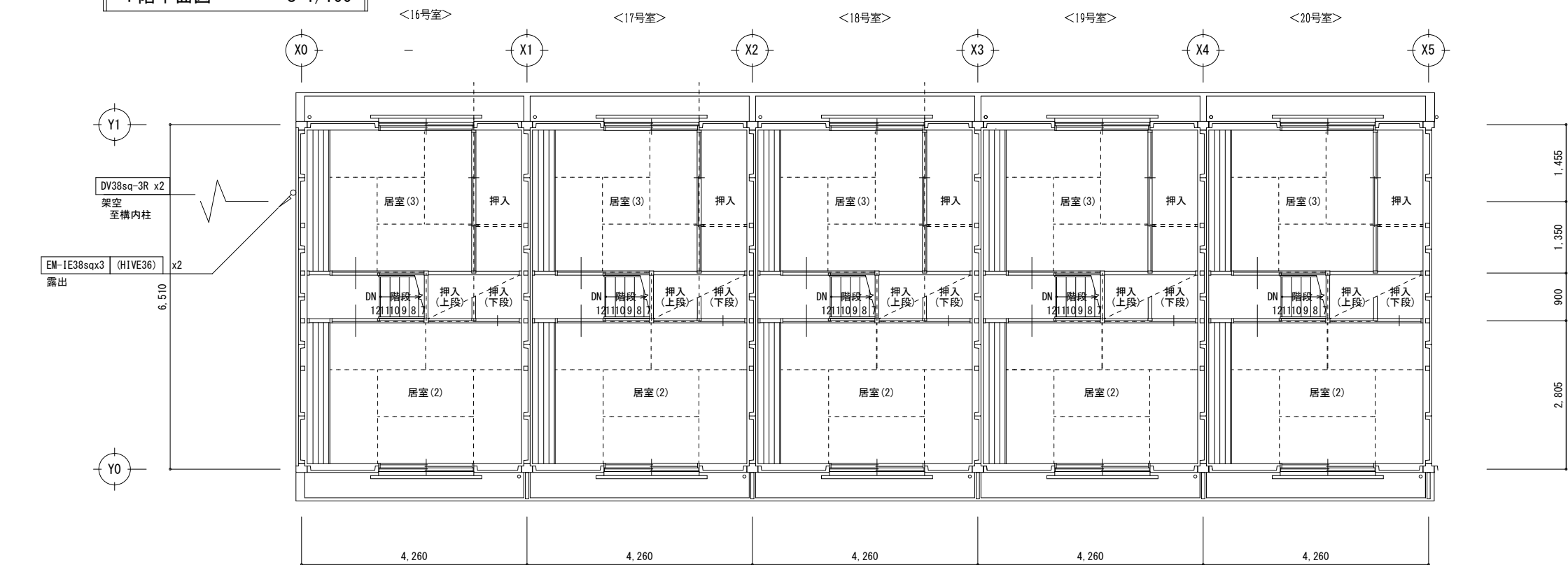


凡例

記 号	名 称	規 格	備 考
CP-1	コンクリート柱	8-19 x4.3 支線・支線が「ト」共	自在バンド (IBT-408) x1 低圧ラック (RL-0) x2 バンドは碍子大 x1 防犯灯取付 (再用品) ・ ・ 樋出金物 外灯取付金物
CP-2	コンクリート柱	8-19 x4.3 支線・支線が「ト」共	7-ムタレスバンド (SABD-19S-DW) x1 軽腕金 (LGA-0.9) x1 低圧ラック (RL-0) x2 バンドは碍子大 x2 防犯灯取付 (再用品) ・ ・ 樋出金物 外灯取付金物
CP-3	コンクリート柱	8-19 x4.3 支線・支線が「ト」共	自在バンド (IBT-408) x1 低圧ラック (RL-0) x2 バンドは碍子大 x1 防犯灯取付 (再用品) ・ ・ 樋出金物 外灯取付金物
CP-4	コンクリート柱	8-19 x4.3 支線・支線が「ト」共	7-ムタレスバンド (SABD-19S-DW) x1 軽腕金 (LGA-0.9) x1 低圧ラック (RL-0) x2 バンドは碍子大 x2 防犯灯取付 (再用品) ・ ・ 樋出金物 外灯取付金物



1 階平面図 S=1/100



2 階平面図 S=1/100

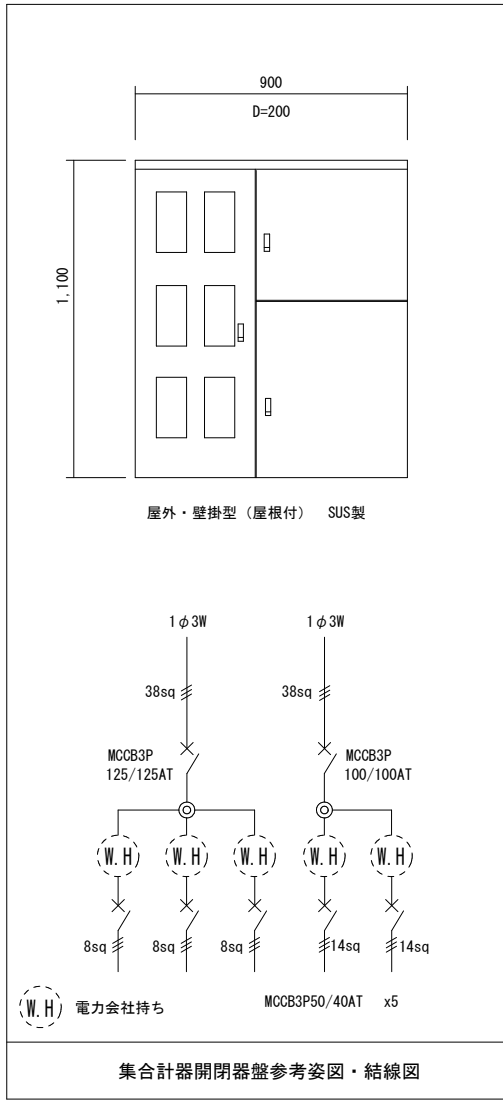
注記

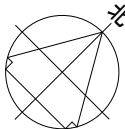
- 各戸内への幹線ケーブルの引込は、既存防水コンクリートの開口を使用する。
- 特記無き配線配管は、以下の通りとする。

---14sq---	EM-CE14sq-3C, IE3.5sq (HIVE28)	底露出配管
-----	EM-CE8sq-3C, IE3.5sq (HIVE28)	底露出配管

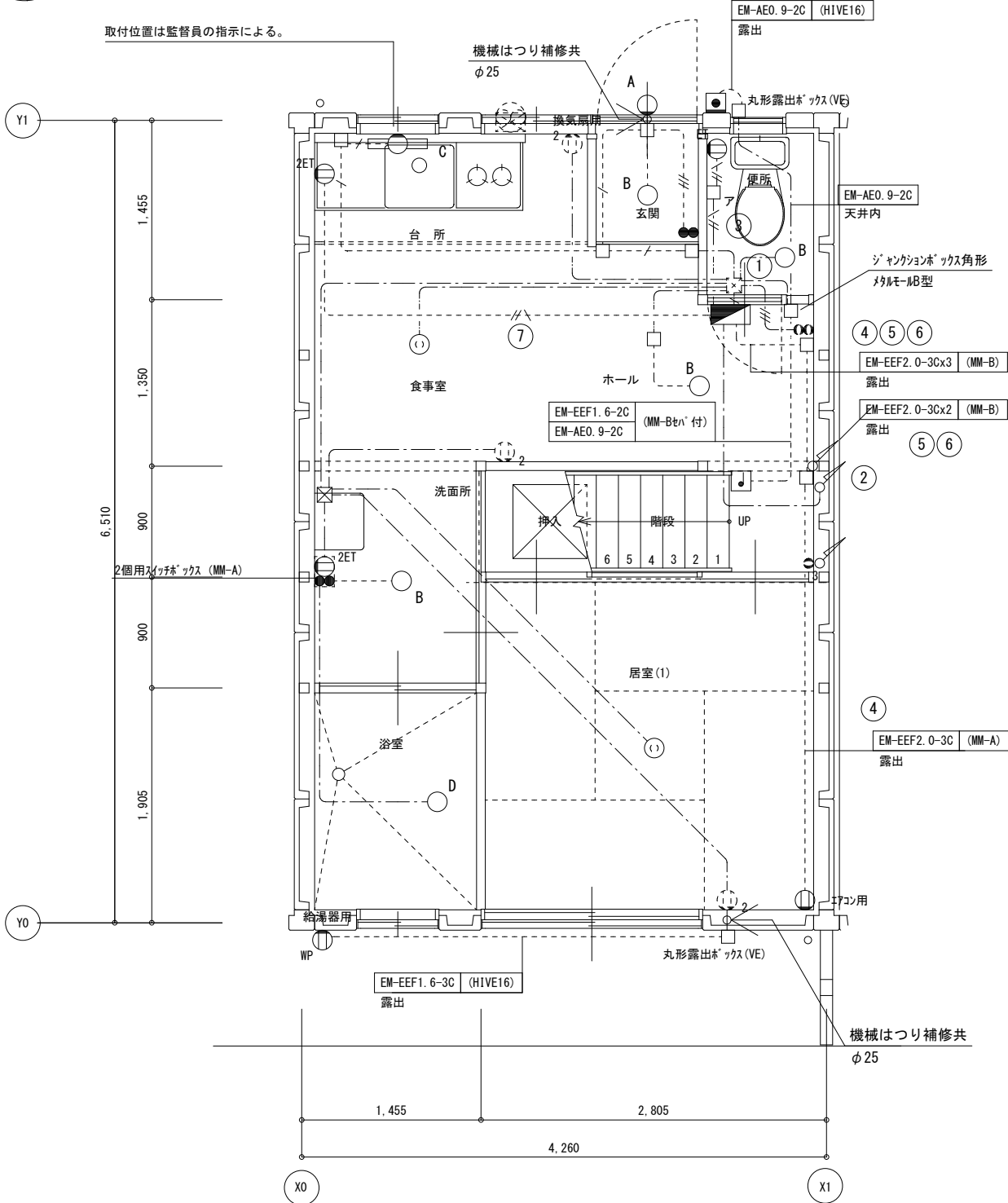
凡例

記号	名 称	摘 要
☒1	防水ブレードボックス	400x400x150VE
☒2	防水ブレードボックス	150x150x100VE

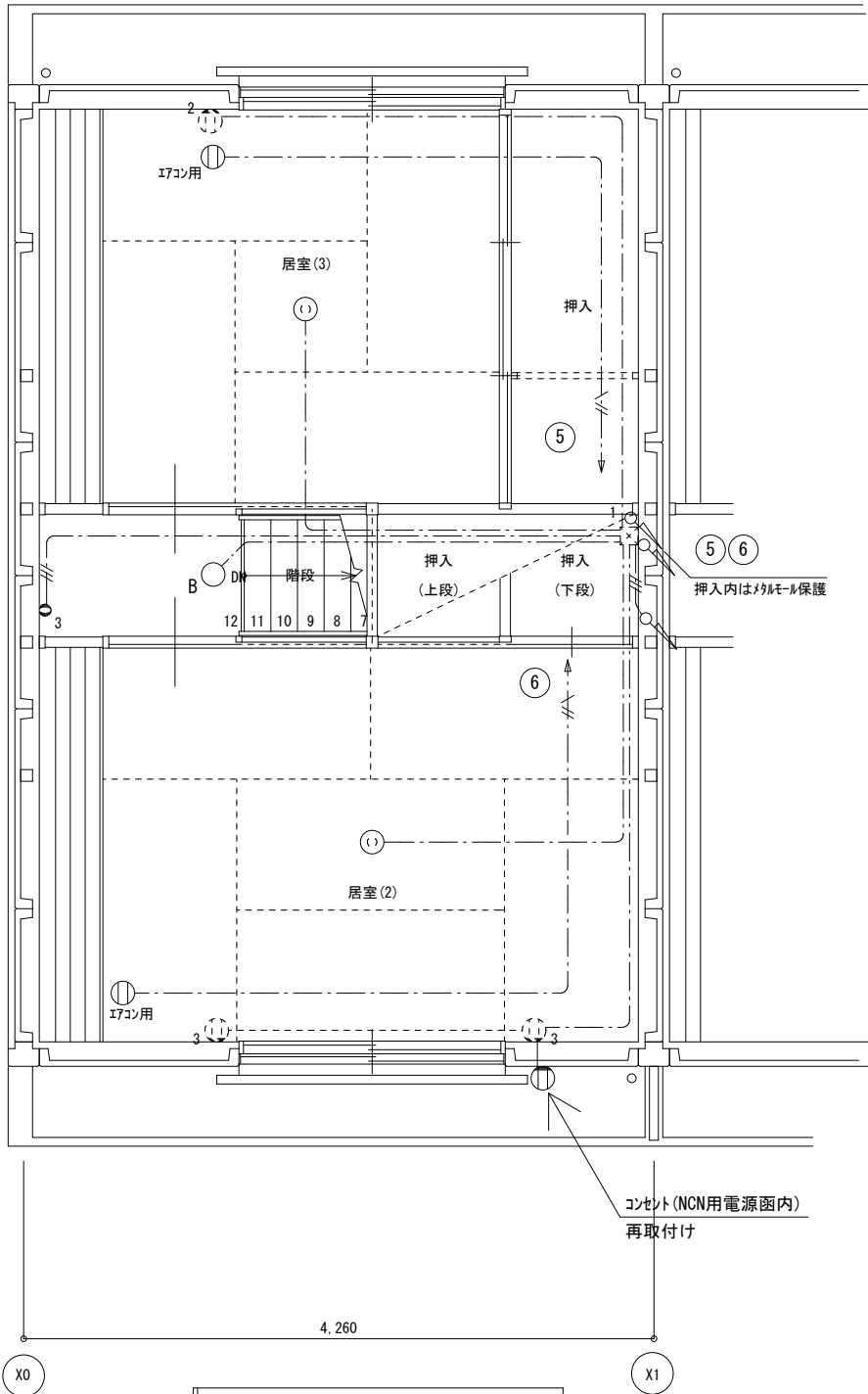




取付位置は監督員の指示による。



1 階平面詳細図 S=1/50



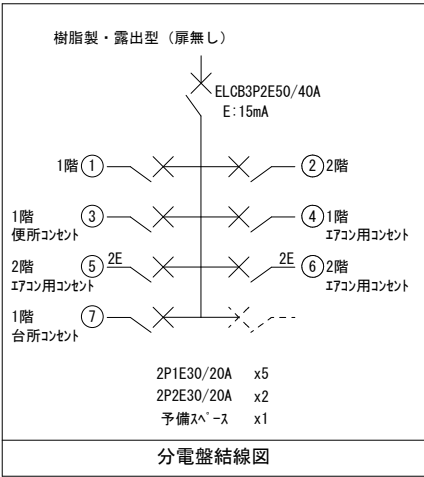
2 階平面詳細図 S=1/50

注記

- 特記なき配線は、下記の通りとする。
 - EM-EEF1. 6-2C 天井内こがし
 - EM-EEF2. 0-2C 天井内こがし
 - EM-EEF2. 0-3C 天井内こがし
 - EM-EEF1. 6-2C マルモール A型
 - EM-EEF1. 6-3C マルモール A型
 - EM-EEF2. 0-2C マルモール A型
 - EM-EEF2. 0-3C マルモール A型
- 細線は既設のまま、太線は新設を示す。
- 外壁に取り付ける機器の貫通は、次の通りとする。
 - ・チャム・既設穴を使用する。
- 図中の露出施工は、現地の状況に応じて出来るだけ隠べいにする。
- マルモールと照明器具との接続は、ブッシング止めとする。
- 給湯器用リモコン配線工事は、別途工事とする。

凡例

記 号	名 称	摘 要
()	引掛シーリング (露出・丸形)	フック付き
□	ジャンクションボックス角形	マルモールA型
□	コーナーボックス	マルモールA型
●	チャム用押釦	防雨・露出型
♪	チャム 音量調節型	AC100V式
8	埋込スイッチ	1P15A*2
Ⓜ	エアコン用 (天井埋込)	2P15, 20A (AC100V)
Ⓜ	埋込コンセント(大型・樹脂プレート)	接地・接地端子付
Ⓜ	エアコン用 (埋込)	2P15, 20A (AC100V)
Ⓜ	埋込コンセント(大型・樹脂プレート)	接地・接地端子付
Ⓜ	埋込コンセント(大型・樹脂プレート)	2P15Ax1
Ⓜ	埋込コンセント(大型・樹脂プレート)	接地・接地端子付
Ⓜ	埋込コンセント(大型・樹脂プレート)	2P15Ax2
Ⓜ	埋込コンセント(大型・樹脂プレート)	接地・接地端子付
Ⓜ	防水コンセント (露出型)	2P15Ax
Ⓜ	防水コンセント (露出型)	接地・接地端子付
8	埋込スイッチ	1P15A*2
Ⓜ	埋込スイッチ	3W15A*1
Ⓜ	埋込コンセント(大型・樹脂プレート)	2P15Ax2
Ⓜ	埋込コンセント(大型・樹脂プレート)	2P15Ax3
Ⓜ	ジョイントボックス (天井内)	1 : SS150x150x100 2 : SS120x120x80
Ⓜ	換気扇	※機械設備工事

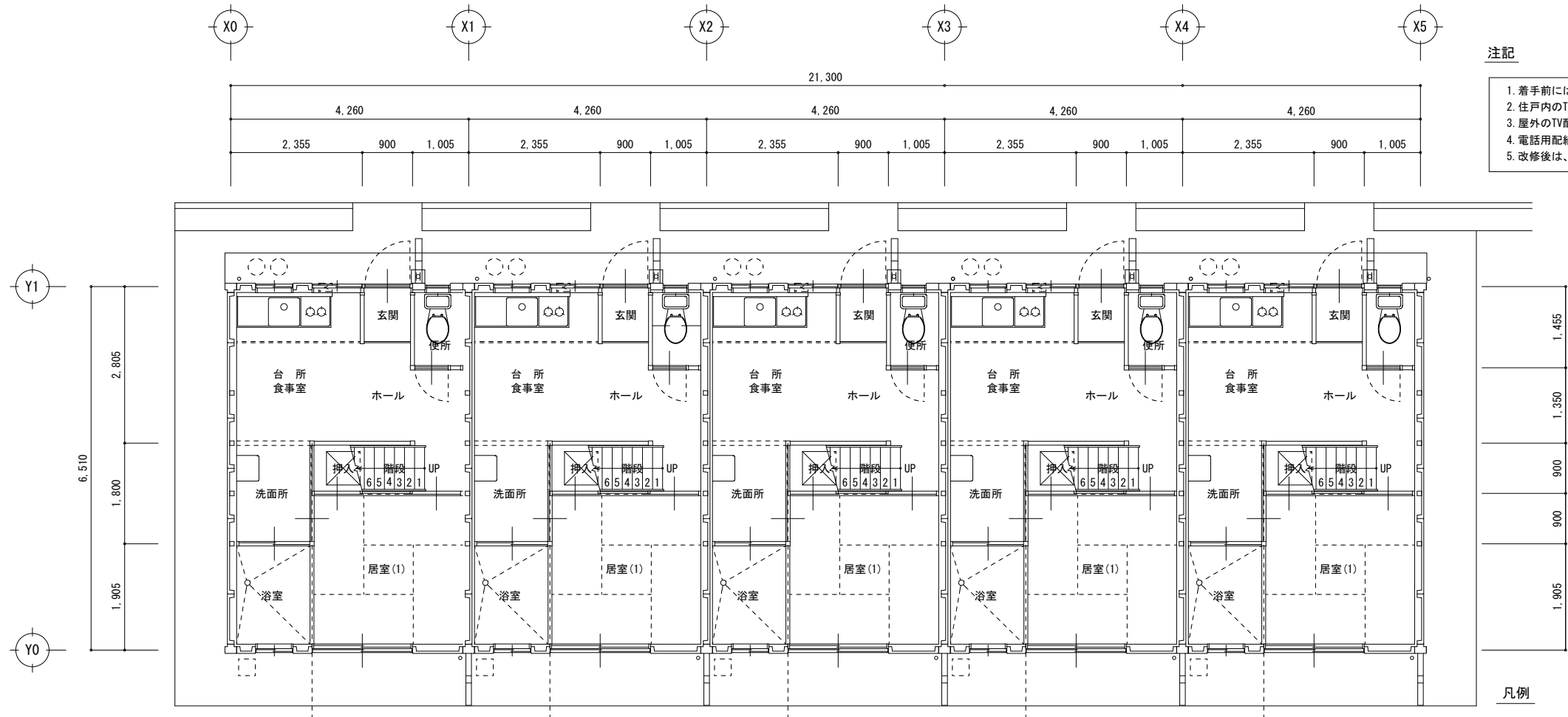
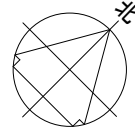


MEMO



有限 安本設計事務所

TITLE		管理建築士 長谷川 聖				Ser. No.
[52-2] 共通 (11号~30号) 【改修後】 住戸内平面図		(一級建築士登録第321664号)				
NAME	SCALE	Drawer/Belonging	Chief	Date	Proj. No.	Draw. No.
		Bel. 南安本設計事務所	Name 横江 淳	23. 11	NT-D 01	6 25



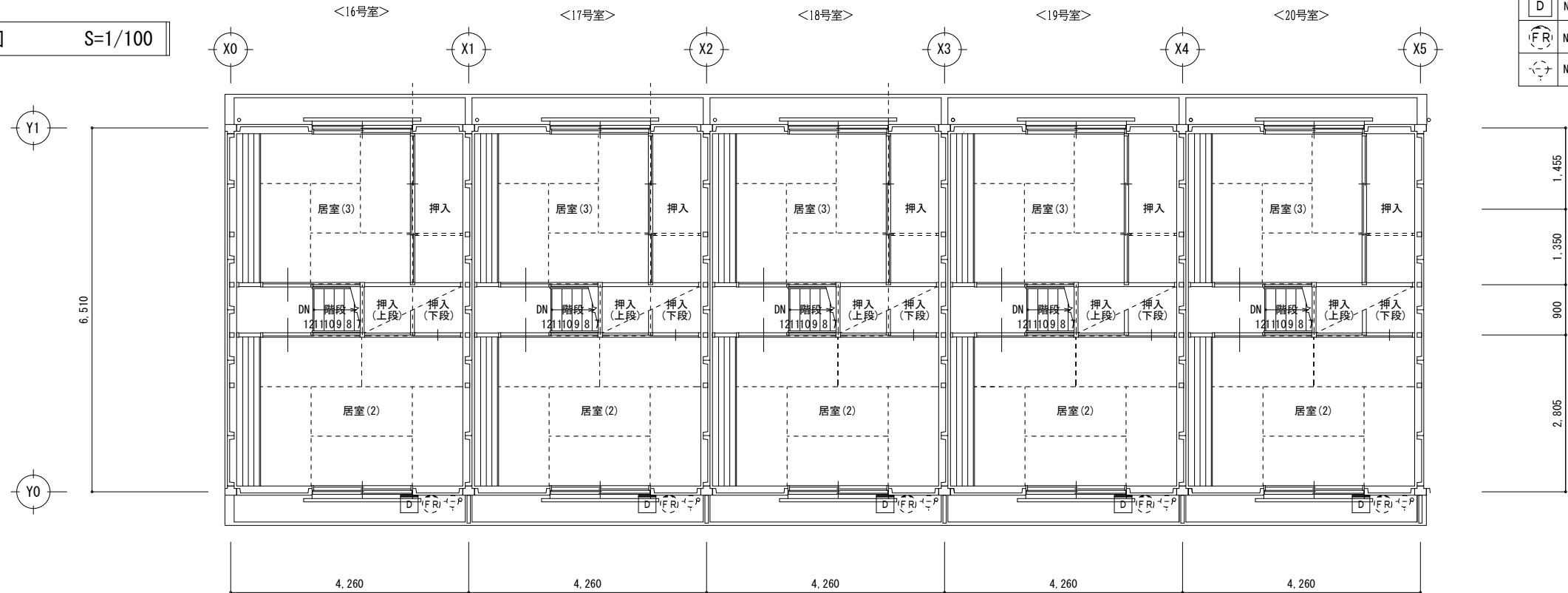
注記

1. 着手前には、電話及びNBN業者との調整を行うこと。
2. 住戸内のTV配線は、既存のままとする。
3. 屋外のTV配線及び機器類（NBN施工）の工事費は、本工事で見込むこと。
4. 電話用配線は、屋内外とも既存のままとする。
5. 改修後は、保安器用取付板を取り付けのこと。

凡例

記号	名 称	改 修 内 容
	保安器	取外し・再取付は別途工事（NTT施工）とする。 本工事は改修後の取付板の取付のみとする。
	NBN用電源工事	取外し・再取付とする。（コンセント共）
	NBN保安器	取外し・再取付は本工事（NBN施工）に含む。
	NBN分配器	取外し・再取付は本工事（NBN施工）に含む。

1 階平面図 S=1/100



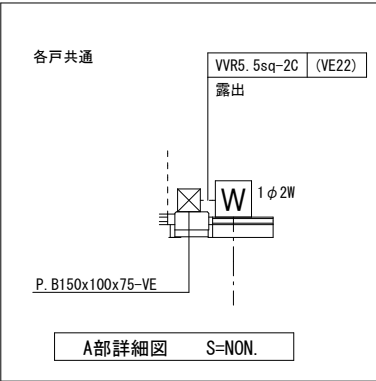
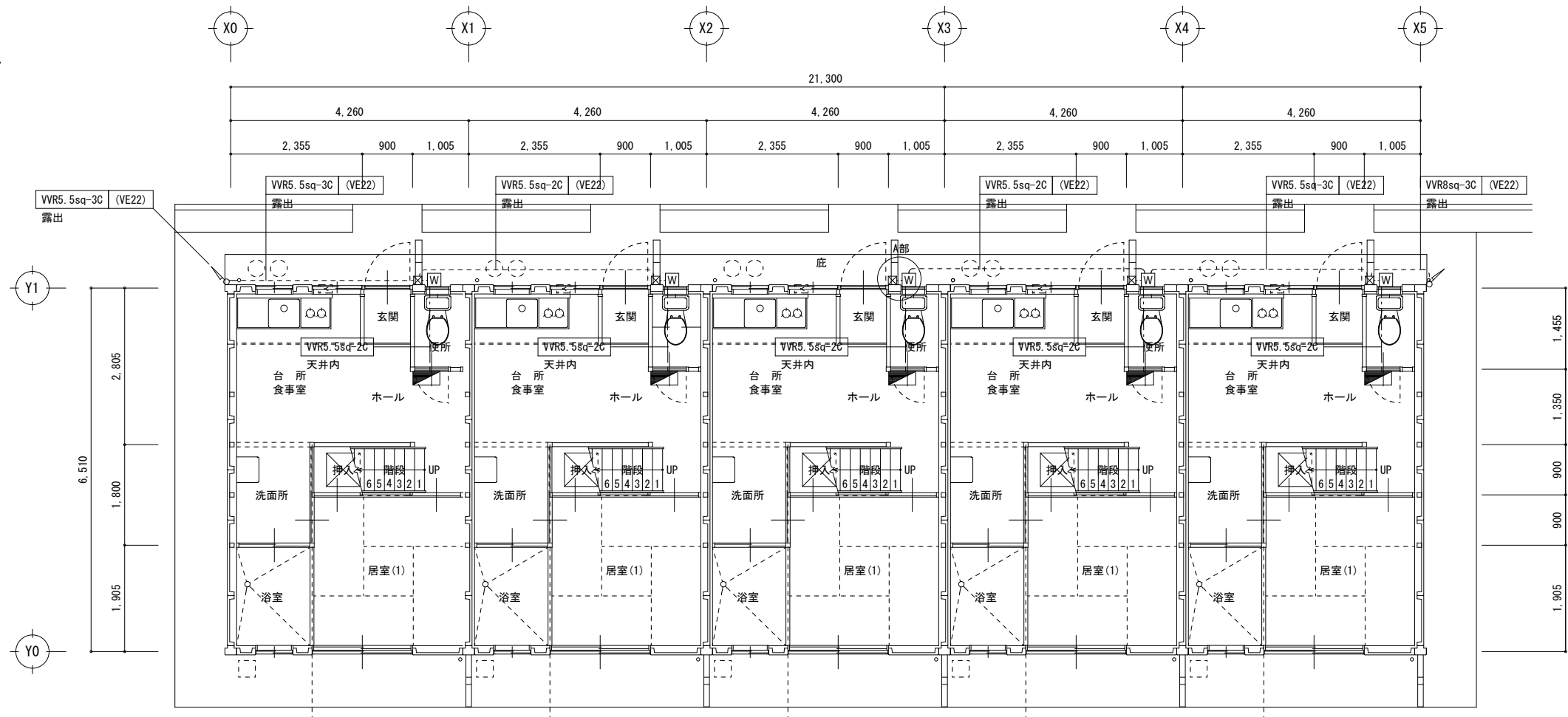
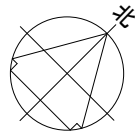
2 階平面図 S=1/100

MEMO



有限会社 安本設計事務所

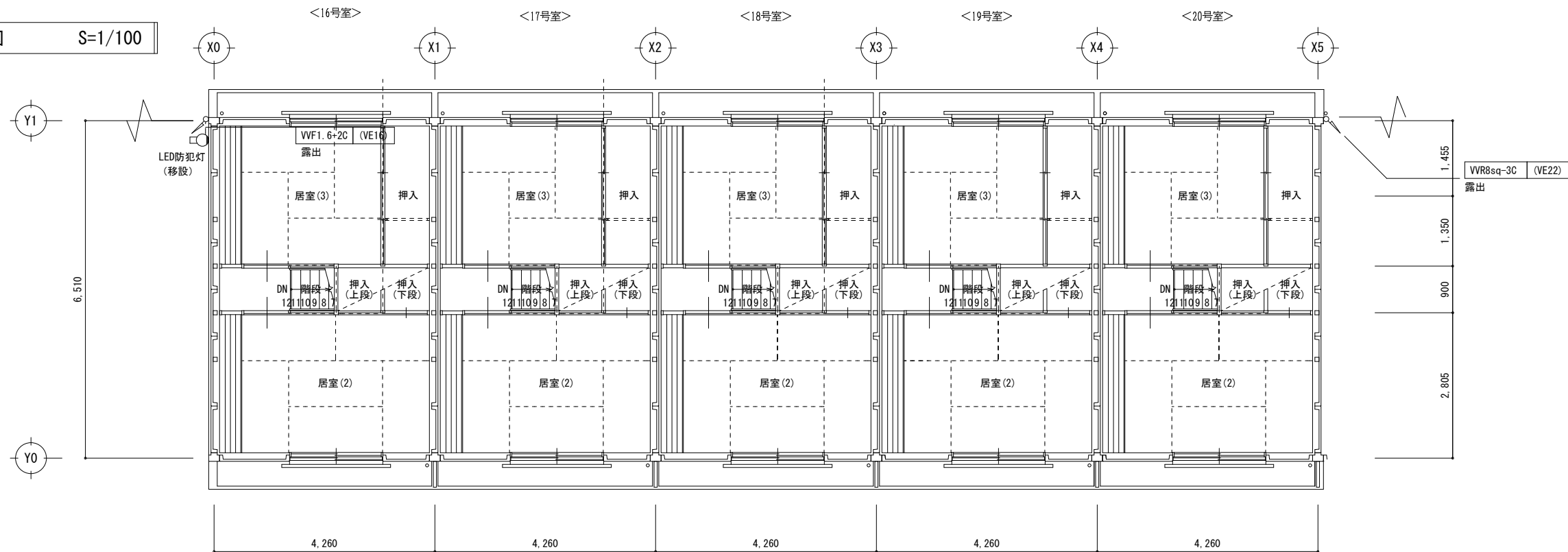
TITLE	徳本団地改修工事（11号～30号）	管理建築士 長谷川 聖 （一級建築士登録第321664号）	Seri. No.
NAME	[52-2（16号～20号）] 【改修前・後】弱電設備平面図	Drawer/Belonging Bel. 南安本設計事務所	Chief Date Proj. No. Draw. No.
SCALE	1/100 [A3:1/100]	Name 横江 淳 ③ ③ '23.11 MT-D 01 E 7 25	



注記

1. 太線は、撤去・処分とする。
但し、電力量計は、電力会社へ返却する。

1 階平面図 S=1/100

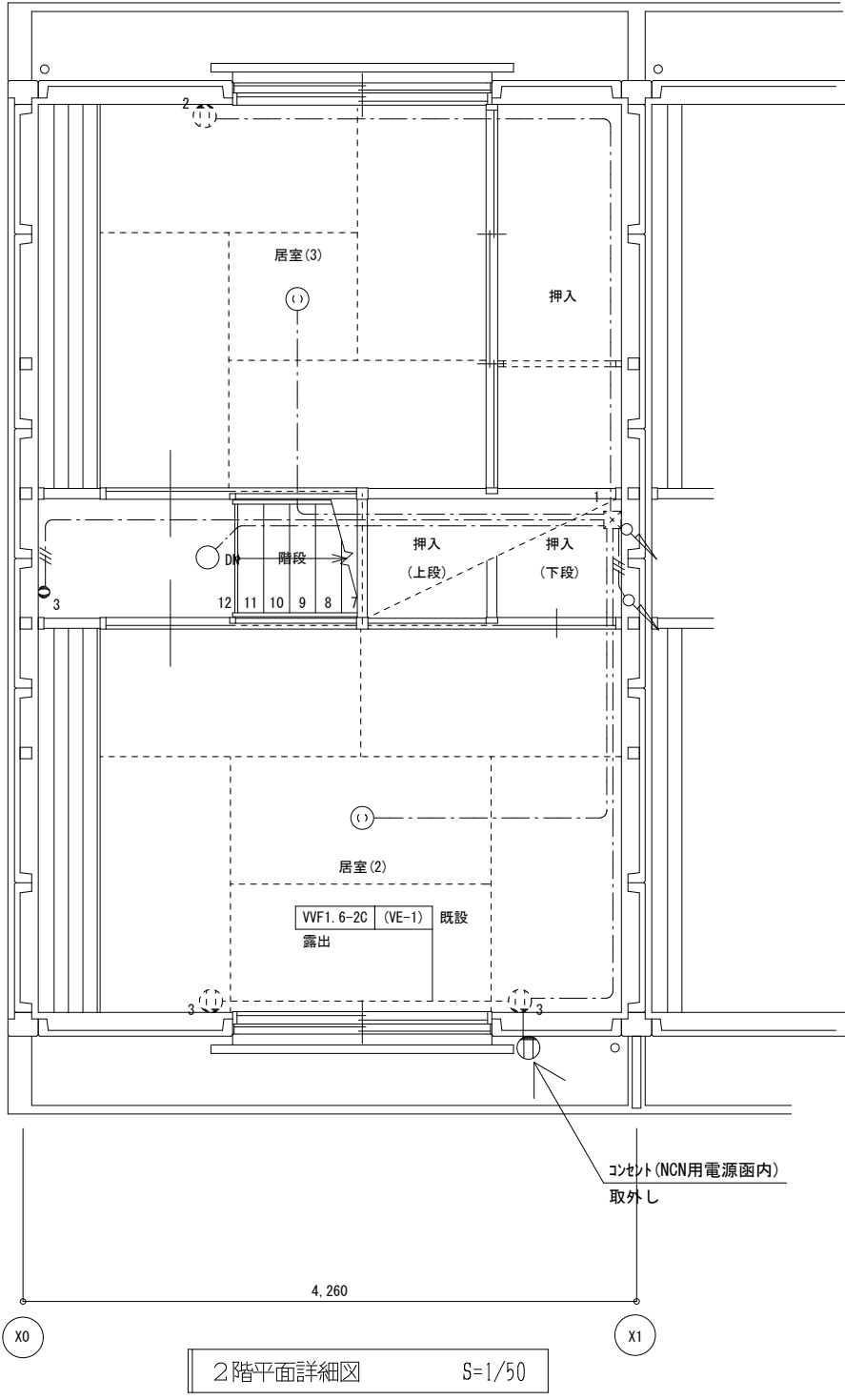
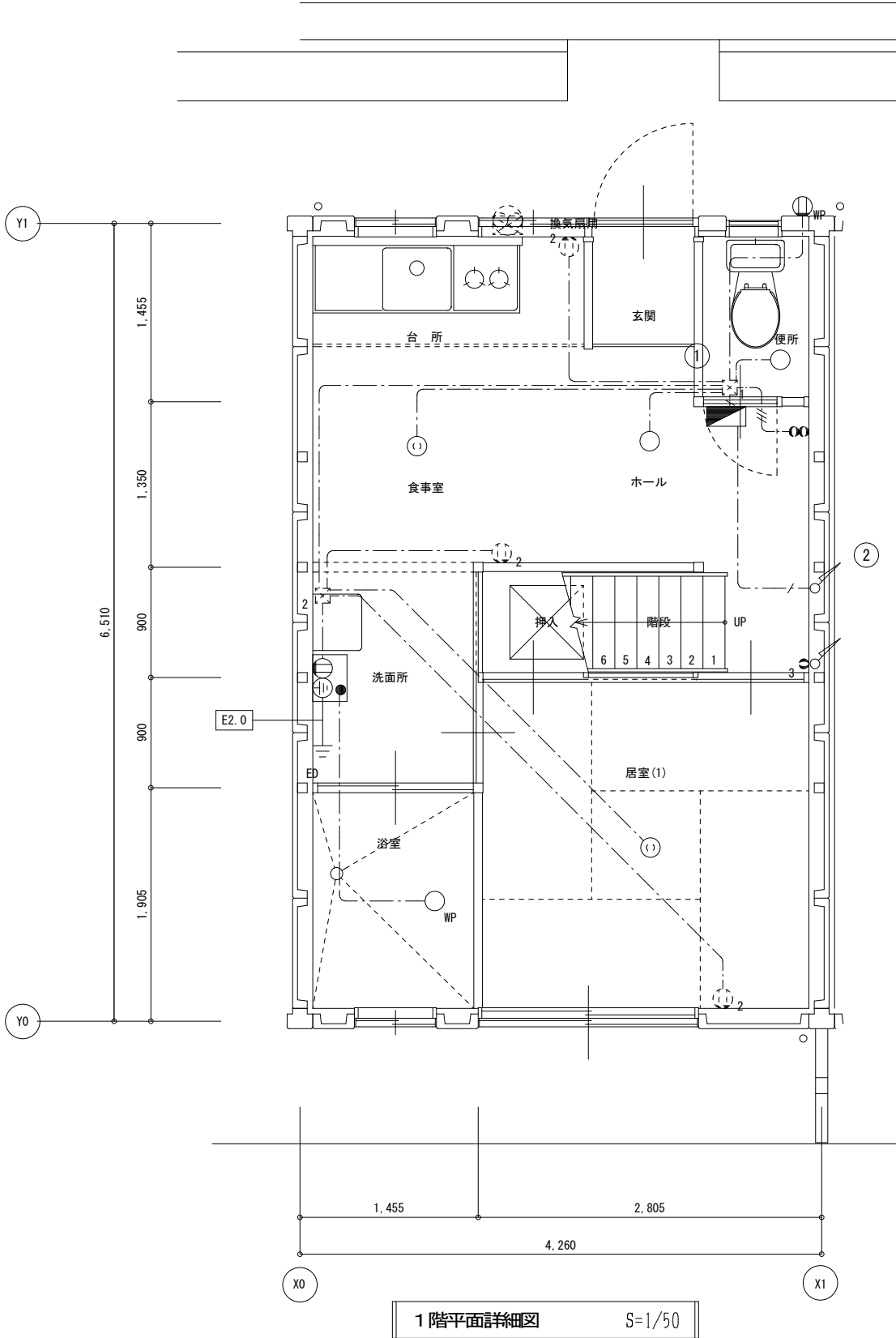


2 階平面図 S=1/100

MEMO

有限会社 安本設計事務所

TITLE		徳本団地改修工事 (11号～30号)		管理建築士 長谷川 聖		Seri. No.
NAME		[52-2 (16号～20号)] 【改修前】 幹線設備平面図		(一級建築士登録第321664号)		Draw. No.
SCALE		1/100 [A3:1/100]		Drawer/Belonging	Chief	Date
				Bel. 南安本設計事務所	③	23. 11
				Name 磯江 淳	③	NT-D 01
						8 25

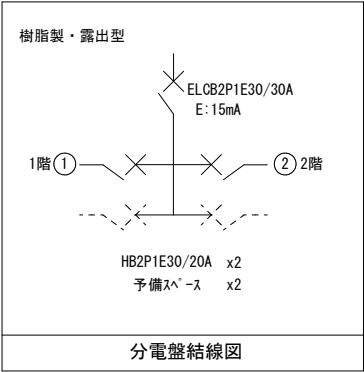


注記

- 特記なき配線は、下記の通りとする。
----- VVF1.6-2C 天井内ころし
- 図中、太線で示す器具及び配管配線はすべて撤去(更新)とする。
- 図中、細破線の配管配線及び器具は残置を示す。
- 居室内の弱電用機器及び配線の撤去・処分は別途工事とする。
- 着手前には、電話及びNCON業者との調整を行うこと。

凡例

記号	名 称	摘 要
○	シーリングライト (直付)	1L 40W 撤去・処分
○WP	シーリングライト (直付・防水型)	1L 40W 撤去・処分
○	引掛シーリング (露出・角形)	撤去・処分
⊕	アースミナル (埋込)	撤去・処分
●	埋込スイッチ	1P15A*1 撤去・処分
⊕	埋込コンセント	2P15Ax2 撤去・処分
⊕WP	防水コンセント	2P15Ax1 接地・接地端子付 撤去・処分
8	埋込スイッチ	1P15A*2
○ ₃	埋込スイッチ	3W15A*1
⊕ ₂	埋込コンセント(大型・樹脂プレート)	2P15Ax2
⊕ ₃	埋込コンセント(大型・樹脂プレート)	2P15Ax3
⊗	ジョイントボックス (天井内)	1 : SS150x150x100 2 : SS120x120x80
⊗	換気扇	※機械設備工事



MEMO

有限 安本設計事務所

TITLE	徳本団地改修工事 (11号～30号)	管理建築士 長谷川 聖 (一級建築士登録第321664号)	Seri. No.
NAME	[52-2] 共通 [(11号～30号)] 【改修前】 住戸内平面図	Drawer/Belonging Bel. 南安本設計事務所	Chief Date Proj. No. Draw. No.
SCALE	1/50 [A3:1/50]	Name 磯江 淳 (印) (印)	23.11 MT-D 9 01 25

26 溶接配管の検査

● ガス配管 ● 冷水水配管 ● 冷却水配管
非破壊検査の適用（ ● 放射線透過検査 ● 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査 ）
抜 取 率（ ● 標準仕様書による ● % ）

27 埋設表示

● 地中埋設標を図示する箇所に設ける。
● 埋設表示用テープを埋設する。（（ ● ガス管 ● 屋外給水管 ● ））
ポンプ、屋外設置機器及びピット内に使用するアンカーボルト、ナットはSUS304製とする。
屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等はステンレス製または溶融亜鉛めっき仕上げとする。
下記事項の総合調整を行い、測定結果を監督職員に提出する。
● 温度 ● 湿度 ● 風量 ● 騒音 ● 水量 ● 浄化槽放流水質
● 風速 ● じんあい ● 飲料水水质（ ● 一般飲料水適否検査 ● ）
● その他水质等（ ● 雑用水 ● 空調用流体 ● ）
建築改修標準仕様書 9章 環境配慮改修工事 1節 アスベスト含有建材の処理工事による。
処理を行うアスベスト含有建材の仕様等

28 総合試運転調整

29 アスベスト含有建材の処理

30 アスベスト含有建材の処理

31 補修など

32 はつり

33 はつり工事における非破壊検査

34 足場

35 工事安全計画書等

36 室内空気中の化学物質の濃度測定

37 火災保険等

38 グリーン購入

39 鳥取県公共工事環境配慮指針

40 建築物省エネ法

18 瞬間流量計及び流量測定口

形式はピトー管式（コック付）とする。
● 着脱式 ● 固定式
下記の箇所、若しくは図示により取付ける。
● 冷凍機類の冷水出口 ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング
● 冷凍機類の冷却水出口 ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング
● ボイラー又は熱交換器の温水出口 ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング
● 冷水水ヘッダーの各送り管 ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング
● ユニート形空気調和機の冷水水入口 ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング
● メカニカル形 ● 風速センサー形
機器付属以外の温度計 ● 工業用バイメタル式 ● ガード付し形温度計
空気溜りを生ずると思われる配管箇所には、必要に応じて操作の容易な位置に空気抜き弁装置を設ける。
※ 手動 ● 自動
自動空気抜き弁装置は標準図による。（施工36（g））
機械室の手動式空気抜き配管の保溫は分岐から2mの範囲とする。
トラップ形式はフオートボール式（床置型） ※ FRP製保溫型 ● FRP製 ● SUS製
材質及び厚さ ● SS400（※3.2mm ● 4.5mm ） ● SUS（※1.5mm ● 2.0mm）
煤煙濃度計 ● 取付ける ● 取付けない ● 取付座を付ける
煤じん量測定口（80φ×2） ※ 取付ける ● 取付けない
油面計はゲージ式（側圧計）とする。
据付け方法 ● 標準図（施工30）（二重殻タンク・タンク室無し） ● 標準図（施工31）（タンク室有り）
タンクの保護被覆 ※ 強化プラスチック ● エポキシ樹脂 ● アスファルト
基礎杭 ※ 不要 ● 要（※ 別途工事 ● 本工事 ）
土留め工事 ● 要 ● 不要
タンクローリー用アース端子を設ける。
油面制御装置の機能 ● 給油ポンプの起動停止 ● 満油警報 ● 減油警報 ●
● 機器表特記による。
● 空気調和機のフィルターは、ロールの場合は1本、ユニットの場合は1セットを付属品として納入する。
インバーター機の表示された能力は、型番で選定する。
標準仕様書によるほか、中央機械室の冷却水管、冷水水管等の吊り及び支持は防振吊り金物又は防振支持金物で行う。
※ 垂鉛鉄板製 ● 銅板製（厚1.6mm）
形状 ● パネル形 ● スリット形 ● ダンパー形
取付け ● 天井取付 ● 壁取付
電気式（遠隔操作 ※ 不要 ● 要 ）
建築設備定期検査業務基準書2016年版（一財）日本建築設備・昇降機センター）の検査方法に準ずる。

19 定風量・変風量ユニット

20 温度計

21 冷水水管の空気抜き

22 空調機用トラップ

23 銅板製煙道

24 オイルサービスタンク

25 地下オイルタンク

26 油面制御装置

27 フィルター等付属品

28 パッケージ空調機の能力表示

29 防振吊り及び支持金物

1 ダクト

2 排煙口

3 排煙口開放及び復帰方式

4 排煙風量測定

1 中央監視制御装置

2 電源装置

3 温度調節器等

4 計装工事の配線

1 衛生器具の参考品番

2 大便器

3 小便器

4 自動水栓

5 和風便器の耐火処理

1 量水器

② 配管材料

(ア)一般配管

(イ)土間配管

(ウ)屋外埋設配管

(エ)特記なき給水管の最小口径は20Aとする。
(オ)ビニル管の接合方法 ※ 接着接合 ● ゴム輪接合（直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする。）
(カ)ポリエチレン管の接合方法 50A以下 ※ 金属製継手 ● 融着継手 75A以上 ※ 融着継手
※ 口径65A以上の仕切弁及び逆止弁は、ライニング弁とする。
● 5K（受水槽以降の配管に使用） ● 10K（公営水道に直結する配管に使用）
● 公営水道事業者指定の止水栓又は弁（給水引込部に使用）
屋外に設置する水槽のマンホール蓋は保溫形（二重蓋含む）とする。

(イ)屋外汚水管 ● VP ● RF-VP ● 排水用塩ビライニング鋼管 ● 耐火二層管

(イ)屋内雑排水管 ● VP ● RF-VP ● SGP（白） ● 排水用塩ビライニング鋼管

(ウ)ポンプ排水管 ● VP（水道用） ● H1VP ● 排水用塩ビライニング鋼管（圧送排水鋼管用継手）

(エ)通気管 ● VP ● RF-VP ● SGP（白） ● 排水用塩ビライニング鋼管

(オ)屋外排水管 ● VP ● RF-VP ● VU（地中） ● REP-VU（地中）
● RS-VU ● 卵形管 ● コンクリート管

3階以上にわたる排水管立て管に満水試験継手を ※ 取付ける ● 取付けない
※ 施工する ● 施工しない
※ 行なわなくてもよい ● 図示の系統のみ行なう

1 配管材料

② 配管材料

● SGP-HVA ● ステンレス鋼管 ● 架橋ポリエチレン管
● 保溫付被覆鋼管 ● 鋼管
湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造業者標準品とする。
※ 5K ● 10K

1 配管材料

2 弁類

給湯設備

1 空気調和設備

② 冷暖房設備

③ 換気設備

1 設計用温湿度条件

2 冷却水管

3 冷水・温水・冷水水管

4 膨張・空気抜・補給水管

5 蒸気給気管

6 蒸気還水管

7 油・油用通気管

⑧ 冷媒管

9 空調用給水管

⑩ 空調用排水管

11 弁類

12 ファンコイルユニット

13 ダンパー

14 ダクト

15 吹出口・吸込口

16 チャンバー等

17 消音内貼り

外気条件

室内（調整目標値）

一般

（ ）

温度

湿度

温度

湿度

温度

湿度

（DB）

（RH）

（DB）

（RH）

（DB）

（RH）

夏季

℃

%

28.0

℃

%

冬季

℃

%

19.0

℃

%

※ SGP（白） ● SGP-VA ● SGP-PA

※ SGP（白） ● SGP-HVA ● ステンレス鋼管（SUS304）
● 架橋ポリエチレン管（ファンコイル機器接続部に限る） ● ポリブテン管（ファンコイル機器接続部に限る）

※ SGP（白） ● ステンレス鋼管（SUS304）

※ SGP（黒）

※ STPG370-Sch40（黒） ● ステンレス鋼管（SUS304）

一般配管 ※ SGP（黒） 地中配管 ※ 合成樹脂被覆鋼管

※ 断熱材被覆鋼管

※ ステンレス鋼管 ● SGP-VA ●
● SGP（白） ● VP ● ドレンホース

※ 5K ● 10K

※ 流量調整弁 ● 定流量弁（ ● ダイアフラム式流量可変式 ● カートリッジオリフィス形 ）を取付ける。
(ア)防煙ダンパー ※ 遠隔復帰式 ● 電気式（動作用電圧、電流はDC24V、0.7A以下とする。）
(イ)ピストンダンパー ※ 遠隔復帰式 ●
● 低圧ダクト ● 高圧1ダクト ● 高圧2ダクト
● 長方形ダクト ● コーナーボルト工法（ ● 共板工法 ● スライドオンフランジ工法 ）
（長辺1500mmを超えるものはアングルフランジ工法とする。）
● アングルフランジ工法
● 防火区画を貫通するダクトは、その貫通する部分の前後150mmを1.6mm厚銅板製とする。
ボックス ※ 垂鉛鉄板製 ● グラスウール製
シーリングディフューザーの接続は、標準図（施工47）を参考とする。
接続するダクトの施工が困難な場所ではフレキシブルダクトを使用してもよい。
線状吹出口には、（長さ＋100）×300×300Hの接続チャンバーを設ける。
外壁に面するガラリにチャンバー等を設ける場合には、雨水等を自然に排出できるような勾配をつける。
吹出口接続チャンバー及び図示したダクト並びにチャンバー類に内貼する。
内貼りチャンバー類の寸法は、外法寸法とする。
吹出口接続チャンバー以外の内貼りしたチャンバーには点検口（原則400×600）を取付ける。

管理建築士 長谷川 聖
（一級建築士登録第321664号）

Drw./Belong
Bel. 南安本設計事務所
Name 磯江 洋 特 定 印 鑑

Chief Date Proj.No. Drw.No.
23.11 MT-D 01 M 2

Drw.No. 2

有限会社 安本設計事務所

TITLE 徳本田地改修工事（11号～30号）

NAME [52-2] 機械設備工事 特記仕様書（2）

SCALE 1/150 [A3:1/150]

改 修 項 目

- ① 台所用換気扇(屋外カバー撤去～枠の嵩上げ～防虫網付SUS製ウェザーカバー新設)
- ② 自然給気口(屋外カバー撤去～枠嵩上げ～防虫網付SUS製ウェザーカバー新設)
- ③ LPG集合装置廻り(集合装置及びガスメータ廻り取外し再取付)※LPGボンベ2本は外断熱工事に干渉しない位置に移設し、工事後復旧すること。
接続配管類更新：ガス20A 5.0m程度を見込む。
- ④ 壁掛形ガス給湯器(取外し再取付)
接続配管類更新：各フレキ、給水給湯20A延長0.5m程度を見込む。(保温チューブ共)+逆止止水栓、ガス20A20m程度+ガスコック20A
- ⑤ バランス釜(給排気トップのみ撤去～新設)※給排気トップ取付要領を遵守し取付けること。
- ⑥ 給湯ボイラー(取外し再取付)※灯油タンク共
接続配管類更新：給水給湯20A延長0.5m程度を見込む。(保温チューブ共)
- ⑦ ルームエアコン室外機(取外し再取付)
接続配管類更新：室内機から室外機までの冷媒管及びドレンホース更新5.0m程度を見込む。(化粧ダクト共)
- ⑧ クーラースリーブ新設(コア抜き100Φ共)
- ⑨ 天井裏換気口(屋外丸ガラリ撤去～スリーブ管延長～SUS製防虫網付深型フード100Φ新設)

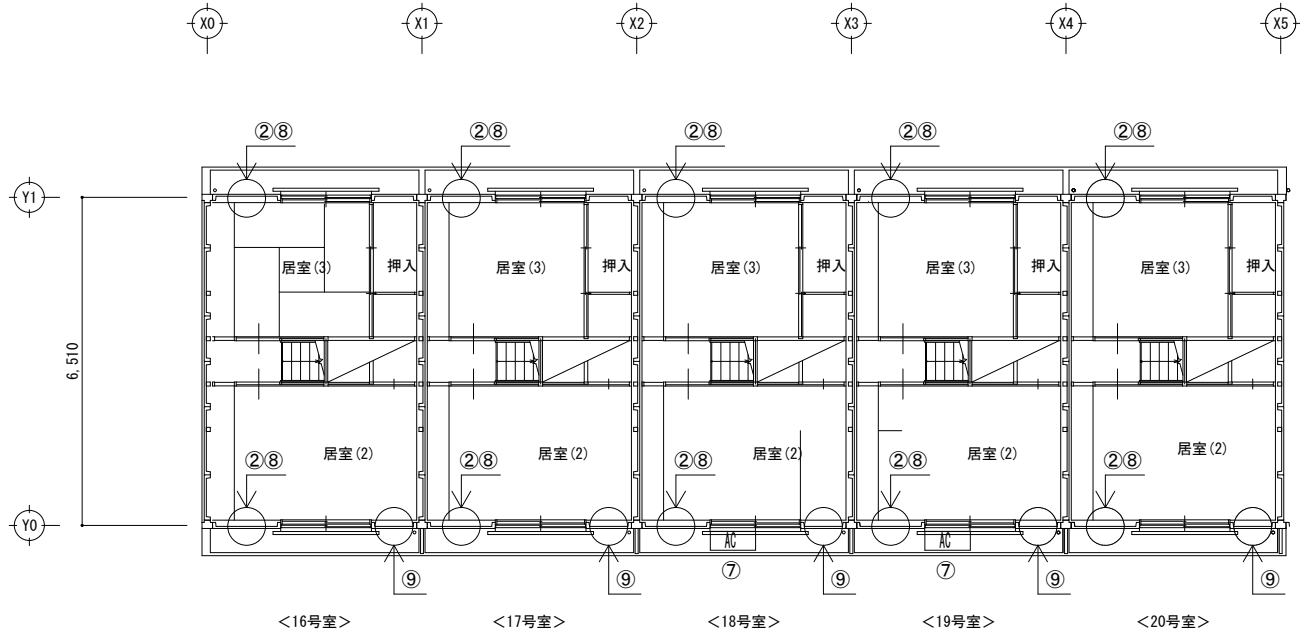
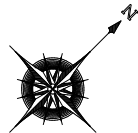
※更新配管は外断熱内隠蔽施工ではなく、屋外露出施工とすること。

改 修 項 目 数 量

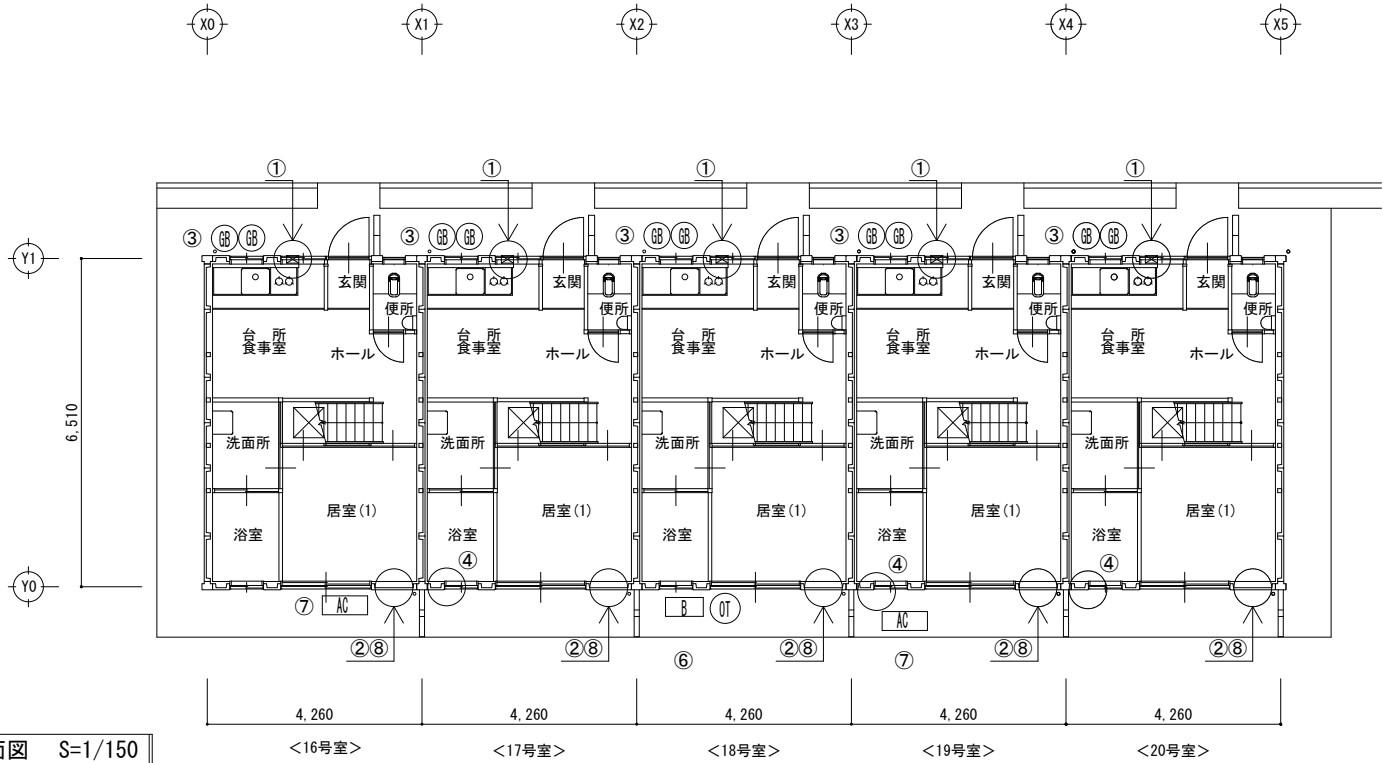
		棟 号	52-1					計	52-2					計	52-3			計	52-4						計
			11	12	13	14	16		17	18	19	20	21		22	23	25		26	27	28	29	30		
機械設備改修	■ 外壁改修のための 屋外配管等改修																								
	・①台所用換気扇		1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	5	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	6	
	・②自然給気口		3	3	3	3	12	3	3	3	3	3	15	3	3	3	9	3	3	3	3	3	3	18	
	・③LPG集合装置廻り		1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	5	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	6	
	・④壁掛形ガス給湯器				1		1		1		1	1	3				0		1					1	
	・⑤バランス釜		1				1						0	1	1	1	3	1		1	1	1	1	5	
	・⑥給湯ボイラー			1		1	2			1			1				0							0	
	・⑦エアコン室外機			1	2	2	5	1		1	2		4		2	1	3	1		1	1	1		4	
	・⑧クーラースリーブ新設		3	3	3	3	12	3	3	3	3	3	15	3	3	3	9	3	3	3	3	3	3	18	
	・⑨天井裏換気口		1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	5	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	6	

凡 例

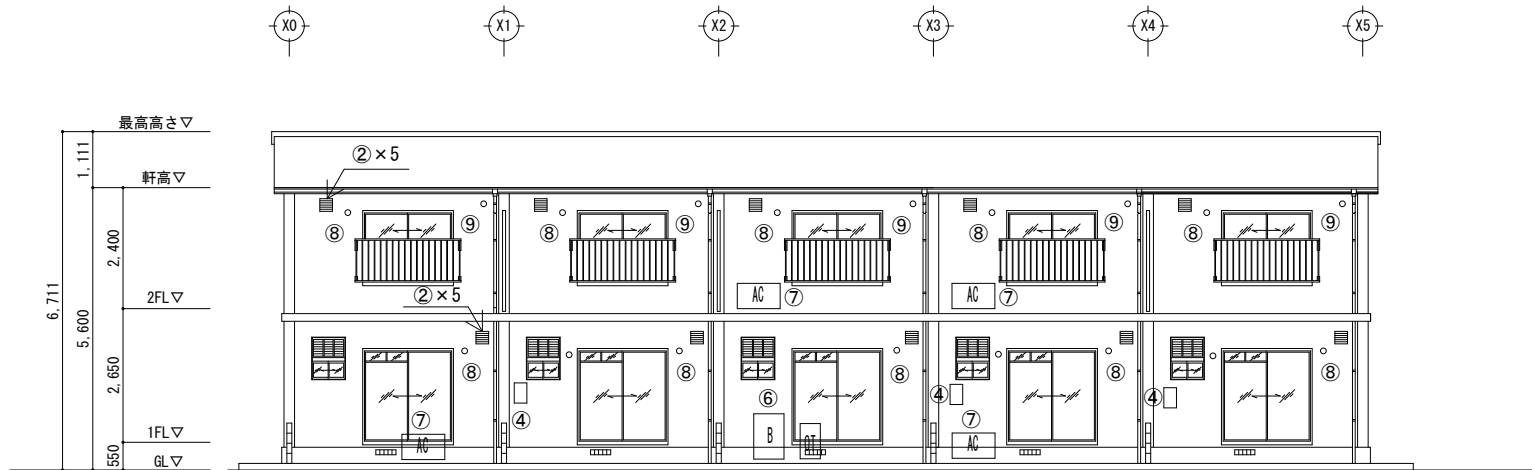
記号	名 称
GB	LPGボンベ
GM	ガスメータ
B	給湯ボイラー
OT	灯油タンク
AC	ルームエアコン室外機



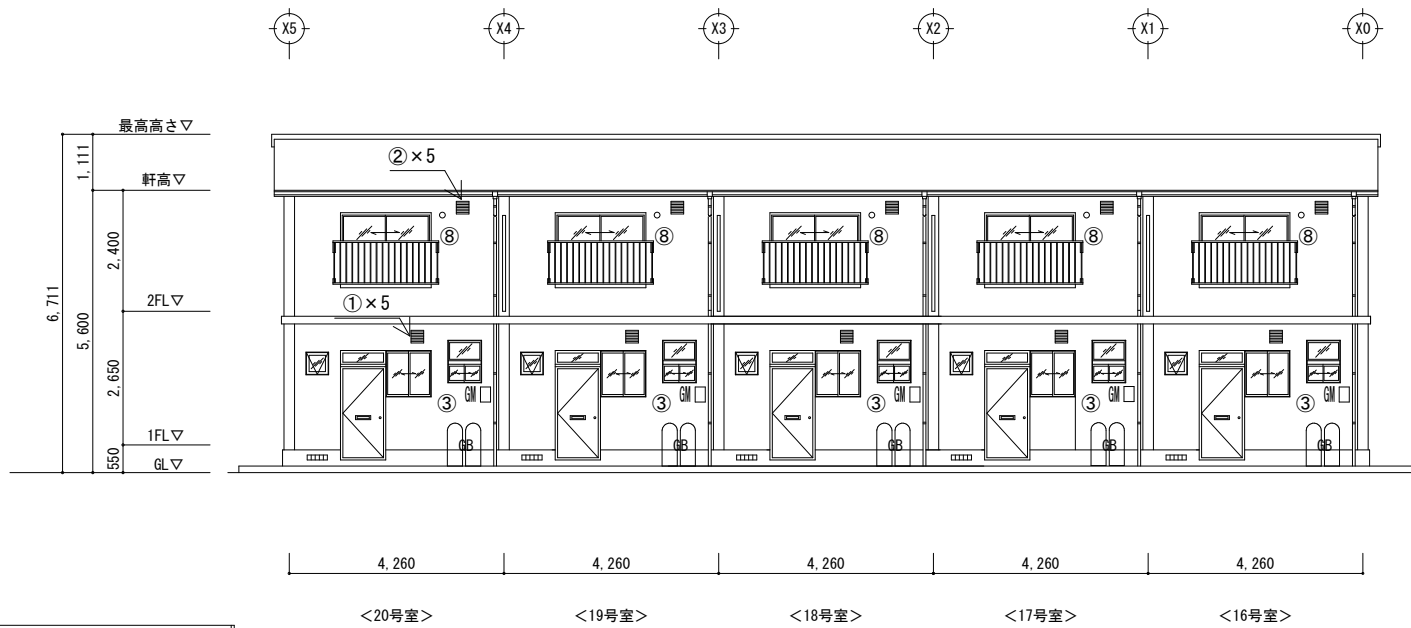
2 階平面図 S=1/150



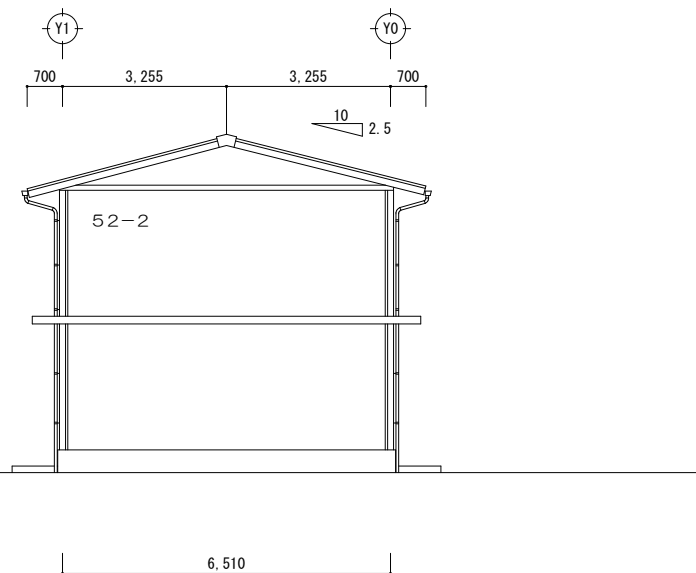
1 階平面図 S=1/150



南立面図 S=1/150



北立面図 S=1/150



西立面図 S=1/150